

第五十一回 帝國議院 勞働爭議調停法案(政府提出)外一件(正法律案(政府提出)勞働組合法案(政府提出))委員會議錄(記)第五回

會 議		大正十五年三月一日(月曜日)午前十時	
三十九分開議		出席委員左ノ如シ	
委員長 森田 茂君		社會局長官 長岡隆一郎君	
理事 理事	理事	陸軍主計總監 三井清一郎君	字ノ中ニ略明カニナツテ居ルト存ジ
理事	理事	陸軍中將 煙英太郎君	マスガ、特定ノ使用者ト勞働者トノ紛
理事	理事	鐵道政務次官 降旗元太郎君	議ノ場合、ソレカラ使用者ト勞働組合ト
理事	理事	本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ	ノ紛議ノ場合、此二ツニ分ケテ書イテ
理事	理事	海軍少將 小林躋造君	アリマス、御質問ノ場合ハ使用者ト勞
山口	山口	陸軍一等主計正 小野寺長治郎君	働組合トノ紛議ノ場合ヲ指シテ居ルト
山口	山口	高橋元四郎君	考ヘマスルガ、其場合ニ於キマシテハ、
山口	山口	加藤鯛一君	勞働組合法案(政府提出)
山口	山口	内ヶ崎作三郎君	○森田委員長 ソレデハ是カラ開會致
山口	山口	手代木隆吉君	○森田委員長 ソレデハ是カラ開會致
山田	山田	比佐昌平君	シマス、清瀬君ノ留保ノ分ニ付テ御質
熊谷直太君	熊谷直太君	木暮武太夫君	○清瀬委員 調停法第十九條ノ當事
山本芳治君	山本芳治君	森恪君	者、ソレカラ現ニ其爭議ニ關係ナキ者、此
山口義一君	山口義一君	渡邊伍君	二點ニ付テ、先般長官ヨリ、司法當局ト
田中隆三君	田中隆三君	栗林五朔君	協定ノ結果ナリトシテ朗讀サレタノデ
多木久米次郎君	多木久米次郎君	本多貞次郎君	アリマスガ、朗讀デアッタ爲ニソレガハ
原夫次郎君	原夫次郎君	有馬賴寧君	ル、斯ノ如キ場合ニ於テハ、東京、京都
又司君	又司君	田中隆三君	シテ其相手方デアル勞働組合ハ、東京、
又司君	又司君	栗林五朔君	京都、神戸ト此三箇所ノ紡績業ニ從事
又司君	又司君	多木久米次郎君	シテ居ル者ガ一ツノ組合ヲ造ッテ居
又司君	又司君	本多貞次郎君	ト思フ、決議デ特ニ各組合員ニ罷業ヲ勧
又司君	又司君	有馬賴寧君	誘スル文字ヲ使ヘバ、勸誘デナイト云
又司君	又司君	田中隆三君	フ譯ニハ行カナイト思ヒマス、勞働争
又司君	又司君	栗林五朔君	議ノ調停ガ進行シテ居ルケレドモ、調
又司君	又司君	多木久米次郎君	停ノ結果ハ同組合ハ組合員全部竝ニ關
又司君	又司君	本多貞次郎君	係者ノ罷業ヲ勧誘スルト云フ決議ヲシ
又司君	又司君	有馬賴寧君	タラドウナリマスカ
又司君	又司君	田中隆三君	○長岡政府委員 其場合ニ於テモ法人
又司君	又司君	栗林五朔君	處罰ノ規定ガ此法ニハゴザイマセヌカ
又司君	又司君	多木久米次郎君	ラ、違法行爲ニハナルマイト思ヒマス
又司君	又司君	本多貞次郎君	○清瀬委員 サウスルト長官ノ御意見
又司君	又司君	有馬賴寧君	ハ分リマシタガ、法人ソレ自身モ當事
又司君	又司君	田中隆三君	者デ關係ガアルデスカ
又司君	又司君	栗林五朔君	○長岡政府委員 法人自體ハ關係アル
又司君	又司君	多木久米次郎君	モノト見テ宜カラウト思ヒマス、一寸
又司君	又司君	本多貞次郎君	此際附加ヘテ申上ゲタイコトガアリマ
又司君	又司君	有馬賴寧君	カ、之ヲ聽キタイト思ヒマス
又司君	又司君	田中隆三君	○長岡政府委員 ソレハ決議ヲシタト
又司君	又司君	栗林五朔君	云フコトハ違法ニナルマイト思ヒマス
又司君	又司君	多木久米次郎君	云フコトハ違法ニナルマイト思ヒマス
又司君	又司君	本多貞次郎君	ス、差支ナイト思ヒマス
又司君	又司君	有馬賴寧君	○清瀬委員 其差支ナイト云フノハ勸
又司君	又司君	田中隆三君	誘ト云フ意味デナイトデアリマスカ、
又司君	又司君	栗林五朔君	或ハ組合ソレ自身ガ當事者デナイト云
又司君	又司君	多木久米次郎君	フコトデアルカ
又司君	又司君	本多貞次郎君	アリマス、御質問ノ場合ハ使用者ト勞
又司君	又司君	有馬賴寧君	働組合ノ幹部ハ無論關係ガアルノデ
又司君	又司君	田中隆三君	アリマス、ソレカラ勞働組合ノ中デ其
又司君	又司君	栗林五朔君	使用者ニ使ハレテ居ル組合員ハ無論關
又司君	又司君	多木久米次郎君	係ガアルノデアリマス、所ガ其爭議ニ
又司君	又司君	本多貞次郎君	關係ノナイ工場ノ者、例ヘバ神戸ノ或
又司君	又司君	有馬賴寧君	ル紡績工場デ勞働爭議ガ起シテ居リ、而
又司君	又司君	田中隆三君	シテ其相手方デアル勞働組合ハ、東京、
又司君	又司君	栗林五朔君	京都、神戸ト此三箇所ノ紡績業ニ從事
又司君	又司君	多木久米次郎君	シテ居ル者ガ一ツノ組合ヲ造ッテ居
又司君	又司君	本多貞次郎君	ト思フ、決議デ特ニ各組合員ニ罷業ヲ勧
又司君	又司君	有馬賴寧君	誘スル文字ヲ使ヘバ、勸誘デナイト云
又司君	又司君	田中隆三君	フ譯ニハ行カナイト思ヒマス、勞働争
又司君	又司君	栗林五朔君	議ノ調停ガ進行シテ居ルケレドモ、調
又司君	又司君	多木久米次郎君	停ノ結果ハ同組合ハ組合員全部竝ニ關
又司君	又司君	本多貞次郎君	係者ノ罷業ヲ勧誘スルト云フ決議ヲシ
又司君	又司君	有馬賴寧君	タラドウナリマスカ
又司君	又司君	田中隆三君	○長岡政府委員 其場合ニ於テモ法人
又司君	又司君	栗林五朔君	處罰ノ規定ガ此法ニハゴザイマセヌカ
又司君	又司君	多木久米次郎君	ラ、違法行爲ニハナルマイト思ヒマス
又司君	又司君	本多貞次郎君	○清瀬委員 サウスルト長官ノ御意見
又司君	又司君	有馬賴寧君	ハ分リマシタガ、法人ソレ自身モ當事
又司君	又司君	田中隆三君	者デ關係ガアルデスカ
又司君	又司君	栗林五朔君	○長岡政府委員 法人自體ハ關係アル
又司君	又司君	多木久米次郎君	モノト見テ宜カラウト思ヒマス、一寸
又司君	又司君	本多貞次郎君	此際附加ヘテ申上ゲタイコトガアリマ
又司君	又司君	有馬賴寧君	カ、之ヲ聽キタイト思ヒマス
又司君	又司君	田中隆三君	○長岡政府委員 ソレハ決議ヲシタト
又司君	又司君	栗林五朔君	云フコトハ違法ニナルマイト思ヒマス
又司君	又司君	多木久米次郎君	ス、差支ナイト思ヒマス
又司君	又司君	本多貞次郎君	○清瀬委員 其差支ナイト云フノハ勸
又司君	又司君	有馬賴寧君	誘ト云フ意味デナイトデアリマスカ、
又司君	又司君	田中隆三君	或ハ組合ソレ自身ガ當事者デナイト云
又司君	又司君	栗林五朔君	フコトデアルカ
又司君	又司君	多木久米次郎君	アリマス、御質問ノ場合ハ使用者ト勞
又司君	又司君	本多貞次郎君	働組合ノ幹部ハ無論關係ガアルノデ
又司君	又司君	有馬賴寧君	アリマス、ソレカラ勞働組合ノ中デ其
又司君	又司君	田中隆三君	使用者ニ使ハレテ居ル組合員ハ無論關
又司君	又司君	栗林五朔君	係ガアルノデアリマス、所ガ其爭議ニ
又司君	又司君	多木久米次郎君	關係ノナイ工場ノ者、例ヘバ神戸ノ或
又司君	又司君	本多貞次郎君	ル紡績工場デ勞働爭議ガ起シテ居リ、而
又司君	又司君	有馬賴寧君	シテ其相手方デアル勞働組合ハ、東京、
又司君	又司君	田中隆三君	京都、神戸ト此三箇所ノ紡績業ニ從事
又司君	又司君	栗林五朔君	シテ居ル者ガ一ツノ組合ヲ造ッテ居
又司君	又司君	多木久米次郎君	ト思フ、決議デ特ニ各組合員ニ罷業ヲ勧
又司君	又司君	本多貞次郎君	誘スル文字ヲ使ヘバ、勸誘デナイト云
又司君	又司君	有馬賴寧君	フ譯ニハ行カナイト思ヒマス、勞働争
又司君	又司君	田中隆三君	議ノ調停ガ進行シテ居ルケレドモ、調
又司君	又司君	栗林五朔君	停ノ結果ハ同組合ハ組合員全部竝ニ關
又司君	又司君	多木久米次郎君	係者ノ罷業ヲ勧誘スルト云フ決議ヲシ
又司君	又司君	本多貞次郎君	タラドウナリマスカ
又司君	又司君	有馬賴寧君	○長岡政府委員 其場合ニ於テモ法人
又司君	又司君	田中隆三君	處罰ノ規定ガ此法ニハゴザイマセヌカ
又司君	又司君	栗林五朔君	ラ、違法行爲ニハナルマイト思ヒマス
又司君	又司君	多木久米次郎君	○清瀬委員 サウスルト長官ノ御意見
又司君	又司君	本多貞次郎君	ハ分リマシタガ、法人ソレ自身モ當事
又司君	又司君	有馬賴寧君	者デ關係ガアルデスカ
又司君	又司君	田中隆三君	○長岡政府委員 法人自體ハ關係アル
又司君	又司君	栗林五朔君	モノト見テ宜カラウト思ヒマス、一寸
又司君	又司君	多木久米次郎君	此際附加ヘテ申上ゲタイコトガアリマ
又司君	又司君	本多貞次郎君	カ、之ヲ聽キタイト思ヒマス
又司君	又司君	有馬賴寧君	○長岡政府委員 ソレハ決議ヲシタト
又司君	又司君	田中隆三君	云フコトハ違法ニナルマイト思ヒマス
又司君	又司君	栗林五朔君	ス、差支ナイト思ヒマス
又司君	又司君	多木久米次郎君	○清瀬委員 其差支ナイト云フノハ勸
又司君	又司君	本多貞次郎君	誘ト云フ意味デナイトデアリマスカ、
又司君	又司君	有馬賴寧君	或ハ組合ソレ自身ガ當事者デナイト云
又司君	又司君	田中隆三君	フコトデアルカ
又司君	又司君	栗林五朔君	アリマス、御質問ノ場合ハ使用者ト勞
又司君	又司君	多木久米次郎君	働組合ノ幹部ハ無論關係ガアルノデ
又司君	又司君	本多貞次郎君	アリマス、ソレカラ勞働組合ノ中デ其
又司君	又司君	有馬賴寧君	使用者ニ使ハレテ居ル組合員ハ無論關
又司君	又司君	田中隆三君	係ガアルノデアリマス、所ガ其爭議ニ
又司君	又司君	栗林五朔君	關係ノナイ工場ノ者、例ヘバ神戸ノ或
又司君	又司君	多木久米次郎君	ル紡績工場デ勞働爭議ガ起シテ居リ、而
又司君	又司君	本多貞次郎君	シテ其相手方デアル勞働組合ハ、東京、
又司君	又司君	有馬賴寧君	京都、神戸ト此三箇所ノ紡績業ニ從事
又司君	又司君	田中隆三君	シテ居ル者ガ一ツノ組合ヲ造ッテ居
又司君	又司君	栗林五朔君	ト思フ、決議デ特ニ各組合員ニ罷業ヲ勧
又司君	又司君	多木久米次郎君	誘スル文字ヲ使ヘバ、勸誘デナイト云
又司君	又司君	本多貞次郎君	フ譯ニハ行カナイト思ヒマス、勞働争
又司君	又司君	有馬賴寧君	議ノ調停ガ進行シテ居ルケレドモ、調
又司君	又司君	田中隆三君	停ノ結果ハ同組合ハ組合員全部竝ニ關
又司君	又司君	栗林五朔君	係者ノ罷業ヲ勧誘スルト云フ決議ヲシ
又司君	又司君	多木久米次郎君	タラドウナリマスカ
又司君	又司君	本多貞次郎君	○長岡政府委員 其場合ニ於テモ法人
又司君	又司君	有馬賴寧君	處罰ノ規定ガ此法ニハゴザイマセヌカ
又司君	又司君	田中隆三君	ラ、違法行爲ニハナルマイト思ヒマス
又司君	又司君	栗林五朔君	○清瀬委員 サウスルト長官ノ御意見
又司君	又司君	多木久米次郎君	ハ分リマシタガ、法人ソレ自身モ當事
又司君	又司君	本多貞次郎君	者デ關係ガアルデスカ
又司君	又司君	有馬賴寧君	○長岡政府委員 法人自體ハ關係アル
又司君	又司君	田中隆三君	モノト見テ宜カラウト思ヒマス、一寸
又司君	又司君	栗林五朔君	此際附加ヘテ申上ゲタイコトガアリマ
又司君	又司君	多木久米次郎君	カ、之ヲ聽キタイト思ヒマス
又司君	又司君	本多貞次郎君	○長岡政府委員 ソレハ決議ヲシタト
又司君	又司君	有馬賴寧君	云フコトハ違法ニナルマイト思ヒマス
又司君	又司君	田中隆三君	ス、差支ナイト思ヒマス
又司君	又司君	栗林五朔君	○清瀬委員 其差支ナイト云フノハ勸
又司君	又司君	多木久米次郎君	誘ト云フ意味デナイトデアリマスカ、
又司君	又司君	本多貞次郎君	或ハ組合ソレ自身ガ當事者デナイト云
又司君	又司君	有馬賴寧君	フコトデアルカ
又司君	又司君	田中隆三君	アリマス、御質問ノ場合ハ使用者ト勞
又司君	又司君	栗林五朔君	働組合ノ幹部ハ無論關係ガアルノデ
又司君	又司君	多木久米次郎君	アリマス、ソレカラ勞働組合ノ中デ其
又司君	又司君	本多貞次郎君	使用者ニ使ハレテ居ル組合員ハ無論關
又司君	又司君	有馬賴寧君	係ガアルノデアリマス、所ガ其爭議ニ
又司君	又司君	田中隆三君	關係ノナイ工場ノ者、例ヘバ神戸ノ或
又司君	又司君	栗林五朔君	ル紡績工場デ勞働爭議ガ起シテ居リ、而
又司君	又司君	多木久米次郎君	シテ其相手方デアル勞働組合ハ、東京、
又司君	又司君	本多貞次郎君	京都、神戸ト此三箇所ノ紡績業ニ從事
又司君	又司君	有馬賴寧君	シテ居ル者ガ一ツノ組合ヲ造ッテ居
又司君	又司君	田中隆三君	ト思フ、決議デ特ニ各組合員ニ罷業ヲ勧
又司君	又司君	栗林五朔君	誘スル文字ヲ使ヘバ、勸誘デナイト云
又司君	又司君	多木久米次郎君	フ譯ニハ行カナイト思ヒマス、勞働争
又司君	又司君	本多貞次郎君	議ノ調停ガ進行シテ居ルケレドモ、調
又司君	又司君	有馬賴寧君	停ノ結果ハ同組合ハ組合員全部竝ニ關
又司君	又司君	田中隆三君	係者ノ罷業ヲ勧誘スルト云フ決議ヲシ
又司君	又司君	栗林五朔君	タラドウナリマスカ
又司君	又司君	多木久米次郎君	○長岡政府委員 其場合ニ於テモ法人
又司君	又司君	本多貞次郎君	處罰ノ規定ガ此法ニハゴザイマセヌカ
又司君	又司君	有馬賴寧君	ラ、違法行爲ニハナルマイト思ヒマス
又司君	又司君	田中隆三君	○清瀬委員 サウスルト長官ノ御意見
又司君	又司君	栗林五朔君	ハ分リマシタガ、法人ソレ自身モ當事
又司君	又司君	多木久米次郎君	者デ關係ガアルデスカ
又司君	又司君	本多貞次郎君	○長岡政府委員 法人自體ハ關係アル
又司君	又司君	有馬賴寧君	モノト見テ宜カラウト思ヒマス、一寸
又司君	又司君	田中隆三君	此際附加ヘテ申上ゲタイコトガアリマ
又司君	又司君	栗林五朔君	カ、之ヲ聽キタイト思ヒマス
又司君	又司君	多木久米次郎君	○長岡政府委員 ソレハ決議ヲシタト
又司君	又司君	本多貞次郎君	云フコトハ違法ニナルマイト思ヒマス
又司君	又司君	有馬賴寧君	ス、差支ナイト思ヒマス
又司君	又司君	田中隆三君	○清瀬委員 其差支ナイト云フノハ勸
又司君	又司君	栗林五朔君	誘ト云フ意味デナイトデアリマスカ、
又司君	又司君	多木久米次郎君	或ハ組合ソレ自身ガ當事者デナイト云
又司君	又司君	本多貞次郎君	フコトデアルカ
又司君	又司君	有馬賴寧君	アリマス、御質問ノ場合ハ使用者ト勞
又司君	又司君	田中隆三君	働組合ノ幹部ハ無論關係ガアルノデ
又司君	又司君	栗林五朔君	アリマス、ソレカラ勞働組合ノ中デ其
又司君	又司君	多木久米次郎君	使用者ニ使ハレテ居ル組合員ハ無論關
又司君	又司君	本多貞次郎君	係ガアルノデアリマス、所ガ其爭議ニ
又司君	又司君	有馬賴寧君	關係ノナイ工場ノ者、例ヘバ神戸ノ或
又司君	又司君	田中隆三君	ル紡績工場デ勞働爭議ガ起シテ居リ、而
又司君	又司君	栗林五朔君	シテ其相手方デアル勞働組合ハ、東京、
又司君	又司君	多木久米次郎君	京都、神戸ト此三箇所ノ紡績業ニ從事
又司君	又司君	本多貞次郎君	シテ居ル者ガ一ツノ組合ヲ造ッテ居
又司君	又司君	有馬賴寧君	ト思フ、決議デ特ニ各組合員ニ罷業ヲ勧
又司君	又司君	田中隆三君	誘スル文字ヲ使ヘバ、勸誘デナイト云
又司君	又司君	栗林五朔君	フ譯ニハ行カナイト思ヒマス、勞働争
又司君	又司君	多木久米次郎君	議ノ調停ガ進行シテ居ルケレドモ、調
又司君	又司君	本多貞次郎君	停ノ結果ハ同組合ハ組合員全部竝ニ關
又司君	又司君	有馬賴寧君	係者ノ罷業ヲ勧誘スルト云フ決議ヲシ
又司君	又司君	田中隆三君	タラドウナリマスカ
又司君	又司君	栗林五朔君	○長岡政府委員 其場合ニ於テモ法人
又司君	又司君	多木久米次郎君	處罰ノ規定ガ此法ニハゴザイマセヌカ
又司君	又司君	本多貞次郎君	ラ、違法行爲ニハナルマイト思ヒマス
又司君	又司君	有馬賴寧君	○清瀬委員 サウスルト長官ノ御意見
又司君	又司君	田中隆三君	ハ分リマシタガ、法人ソレ自身モ當事
又司君	又司君	栗林五朔君	者デ關係ガアルデスカ
又司君	又司君	多木久米次郎君	○長岡政府委員 法人自體ハ關係アル
又司君	又司君	本多貞次郎君	モノト見テ宜カラウト思ヒマス、一寸
又司君			

ス、マダ御質問ヲ御繼續ノコト、思ヒ
マスガ、此前ノ清瀬君ノ御質問ニ對シ
マシテ、私ハ勸誘ト云フ文字ト煽動誘
惑ノ文字ヲ全然同一ノ意味デアルト云
フコトヲ申上ゲマシタ、サウシテ同ジ
意味デアルカラコンナコトハ大シタモ
ノデナイト云フヤウナコトヲ申上ゲタ
ガ、其事ハ私トシテ少シ言ヒ過ギマシ
タノデ、政府ノ態度云々ト言ヒマシタ
コトハ取消シテ置キマスカラ、御諒承
ヲ願ヒマス、今一ツ發言ノ許可ヲ得マ
シタ序デニ簡単デアリマスカラ申上ゲ
テ置キマスガ、最近十箇年間ニ於ケル
同盟罷怠業調査表ト云フモノヲ此前ニ
差上ゲテ置キマシタ、本日又同盟罷業
年別損失日數調ヲ差上ゲテアリマス、
尙ホ同盟罷業(怠業ヲ含ム)結果別表モ
差上ゲテアリマスガ、其數字ニ多少ノ
間違アリマス、ソレハ大正十四年ノ分
デアリマスガ、結果表ノ中ニ於テハ大正
十四年ハ二百九十一ト云フコトニナッテ
居リマス、最近十箇年間ニ於ケル表ト、
損失日數調ノ方ニハ同盟罷業——怠業
ヲ含ムモノ、件數ガ二百九十五トナッ
テ居リマシテ、其間ニ四件ノ差ガアリ
マスガ、是ハ大正十四年ノ年末ノ調査
デアリマスカラ、其時ニハマダ罷業ノ
結果ガ分ラナイ、終了シテ居ナイト云
フノガ四件、即チ本年ニ持越シタ罷業ノ
ガ四件アリマス、隨テ結果表ノ中ニハ
二百九十一件トナッテ居リ、最近十箇年
間ニ於ケル同盟罷怠業調査表等ニハ二

百九十五件トナッテ居リマスノデ、十五
年度ニ持越シタト云フヤウナ意味デ數
字ニ相違ガアルト云フコトヲ申上ゲテ
ノデナイト云フヤウナコトハ木暮君カラ罷
業ニ依テ損失シタ日數ト賃銀トノ關係
アリマセヌノデ、將來ハ之ヲ調べテ置
カナケレバナラスト思ヒマスガ、現在
ニ於テハマダアリマセヌノデ、平均日
數ニ賃錢ヲ掛ケテモ非常ニ不自然ナル
シタ序デニ簡單デアリマスカラ申上ゲ
テ置キマスガ、最近十箇年間ニ於ケル
同盟罷怠業調査表ト云フモノヲ此前ニ
差上ゲテ置キマシタ、本日又同盟罷業
年別損失日數調ヲ差上ゲテアリマス、
尙ホ同盟罷業(怠業ヲ含ム)結果別表モ
差上ゲテアリマスガ、其數字ニ多少ノ
間違アリマス、ソレハ大正十四年ノ分
デアリマスガ、結果表ノ中ニ於テハ大正
十四年ハ二百九十一ト云フコトニナッテ
居リマス、最近十箇年間ニ於ケル表ト、
損失日數調ノ方ニハ同盟罷業——怠業
ヲ含ムモノ、件數ガ二百九十五トナッ
テ居リマシテ、其間ニ四件ノ差ガアリ
マスガ、是ハ大正十四年ノ年末ノ調査
デアリマスカラ、其時ニハマダ罷業ノ
結果ガ分ラナイ、終了シテ居ナイト云
フノガ四件、即チ本年ニ持越シタ罷業ノ
ガ四件アリマス、隨テ結果表ノ中ニハ
二百九十一件トナッテ居リ、最近十箇年
間ニ於ケル同盟罷怠業調査表等ニハ二

○知リタイト云フ御質問ガアリマシタモ
コトハ遺憾ナガラ其賃銀ニ付テハ調査ガ
アリマセヌノデ、將來ハ之ヲ調べテ置
カナケレバナラスト思ヒマスガ、現在
ニ於テハマダアリマセヌノデ、平均日
數ニ賃錢ヲ掛ケテモ非常ニ不自然ナル
シタ序デニ簡單デアリマスカラ申上ゲ
テ置キマスガ、最近十箇年間ニ於ケル
同盟罷怠業調査表ト云フモノヲ此前ニ
差上ゲテ置キマシタ、本日又同盟罷業
年別損失日數調ヲ差上ゲテアリマス、
尙ホ同盟罷業(怠業ヲ含ム)結果別表モ
差上ゲテアリマスガ、其數字ニ多少ノ
間違アリマス、ソレハ大正十四年ノ分
デアリマスガ、結果表ノ中ニ於テハ大正
十四年ハ二百九十一ト云フコトニナッテ
居リマス、最近十箇年間ニ於ケル表ト、
損失日數調ノ方ニハ同盟罷業——怠業
ヲ含ムモノ、件數ガ二百九十五トナッ
テ居リマシテ、其間ニ四件ノ差ガアリ
マスガ、是ハ大正十四年ノ年末ノ調査
デアリマスカラ、其時ニハマダ罷業ノ
結果ガ分ラナイ、終了シテ居ナイト云
フノガ四件、即チ本年ニ持越シタ罷業ノ
ガ四件アリマス、隨テ結果表ノ中ニハ
二百九十一件トナッテ居リ、最近十箇年
間ニ於ケル同盟罷怠業調査表等ニハ二

百九十五件トナッテ居リマスノデ、十五
年度ニ持越シタト云フヤウナ意味デ數
字ニ相違ガアルト云フコトヲ申上ゲテ
ノデナイト云フヤウナコトハ木暮君カラ罷
業ニ依テ損失シタ日數ト賃銀トノ關係
アリマセヌノデ、將來ハ之ヲ調べテ置
カナケレバナラスト思ヒマスガ、現在
ニ於テハマダアリマセヌノデ、平均日
數ニ賃錢ヲ掛ケテモ非常ニ不自然ナル
シタ序デニ簡單デアリマスカラ申上ゲ
テ置キマスガ、最近十箇年間ニ於ケル
同盟罷怠業調査表ト云フモノヲ此前ニ
差上ゲテ置キマシタ、本日又同盟罷業
年別損失日數調ヲ差上ゲテアリマス、
尙ホ同盟罷業(怠業ヲ含ム)結果別表モ
差上ゲテアリマスガ、其數字ニ多少ノ
間違アリマス、ソレハ大正十四年ノ分
デアリマスガ、結果表ノ中ニ於テハ大正
十四年ハ二百九十一ト云フコトニナッテ
居リマス、最近十箇年間ニ於ケル表ト、
損失日數調ノ方ニハ同盟罷業——怠業
ヲ含ムモノ、件數ガ二百九十五トナッ
テ居リマシテ、其間ニ四件ノ差ガアリ
マスガ、是ハ大正十四年ノ年末ノ調査
デアリマスカラ、其時ニハマダ罷業ノ
結果ガ分ラナイ、終了シテ居ナイト云
フノガ四件、即チ本年ニ持越シタ罷業ノ
ガ四件アリマス、隨テ結果表ノ中ニハ
二百九十一件トナッテ居リ、最近十箇年
間ニ於ケル同盟罷怠業調査表等ニハ二

○清瀬委員 前ノ質問ニ對スル御答辯
ニハ斯ウ云フニツノコトガ含マレテ居

ルト考ヘテ宜シイト思ヒマス、即チ今回
ノ勞働組合法ニ依テ、法人タル組合ガ
争議ニ關係スルトキニハ、其法人ハ一
單位トシテ争議ニ關係アルモノト爲ス
如キモノデハナイト云フノガ一ツ、法
人ガ其機關、即チ總會ニ於テ罷業ノ決
議ヲ爲シタ場合ニ、其決議ノ内容ガ假
令勸誘ニ涉ル文字ガアッテモ、ソレハ處
罰サルベキ行爲デハナイ、斯ウ云フニ
ツデアリマス、ソレカラモウ一點、是ダ
ケデスカラ御辛抱ヲ願ヒタイ、即チ當
事者ノ問題デアリマス、ト云フノハ十
九條ノ法文自身ニ目ヲ注イデ載キタイ
ノデアリマスガ「現ニ其ノ争議ニ關係
ナキ者ハ第九條ニ規定スル調停手續ノ
事者ヲ勸誘スルコトヲ得ス」トアッテ、目
的ハ主トシテ罷業ノ目的デアリマス
ガ、此當事者ハ如何ナルモノカト云フ
ト、第二條ニ於テ通知ヲ受ケタル當事
者デアリマス、是ハ只今ノ釋明書ニ在
ル通リデアリマス、サウスルト一ツノ
ソレヲ使フ所ノ、例ヘバ紡績ナラバ紡
績職工ノ勞働組合ト、先づ二ツノ組合
ガアルト簡單ニ假定致シマス、爭議ノ
初メニ於テハ、主トシテ機械部ノ者ガ
ニト云フノデ、第二條ノ規定ニ依テ其
機械組合ト云フモノハ争議ノ當事者ニ

ナッテ居ル、第二條ノ通知ヲ受ケタカラ
シテ、勞資雙方共委員ヲ選任シテ調停
手續中デアル、其時分ニ當事者ガ二條
ノ通知ヲ受ケタ、當事者ト云フコトニ
ナルト云フト、機械部ガ機械部ヲ勸誘ス
ルコトハ出來ヌガ、紡績部ト云フモノ
ヲ勸誘スルコトハ構ハヌ、斯ウ云フコ
トニ文字ノ解釋カラハナルヤウデアリ
マスガ、立案者ノ考ハ逆デ、今罷業シテ
居ル者ハ勸誘モ糞モナイ、其奴ガ他ノ
奴ヲ連レテ來ルコトガ所謂勸誘デアリ
マスカ、立案者ノ考ハ逆ニナッテ居ル
ノデハナイカト云フ疑ヲ持ツテ居ルノ
デアリマスガ、ソレデ宜シイノデアリ
ウト思ヒマス、此文字ハ逆ニナッテ居ル
マスカ、即チ當事者ヲ勸誘スルコトヲ
得ス」ト云フノハ、當事者ガ外ノ者ヲ勸
誘シテモ構ハヌト云フコトニナルノデ
アリマスカ、當事者以外ノ者ヲ進ンデ
得ス」ト云フノハ、當事者ガ外ノ者ヲ勸
誘シテ、罷業ノ範圍ヲ廣クシテハナ
リムリデアリマス、サウスルト一ツノ
ソレヲ使フ所ノ、例ヘバ紡績ナラバ紡
績職工ノ勞働組合ト、先づ二ツノ組合
ガアルト簡單ニ假定致シマス、爭議ノ
初メニ於テハ、主トシテ機械部ノ者ガ
ニト云フノデ、第二條ノ規定ニ依テ其
機械組合ト云フモノハ争議ノ當事者ニ

ナッテ居ル、第二條ノ通知ヲ受ケタカラ
シテ、勞資雙方共委員ヲ選任シテ調停
手續中デアル、其時分ニ當事者ガ二條
ノ通知ヲ受ケタ、當事者ト云フコトニ
ナルト云フト、機械部ガ機械部ヲ勸誘ス
ルコトハ出來ヌガ、紡績部ト云フモノ
ヲ勸誘スルコトハ構ハヌ、斯ウ云フコ
トニ文字ノ解釋カラハナルヤウデアリ
マスカ、立案者ノ考ハ逆ニナッテ居ル
ノデハナイカト云フ疑ヲ持ツテ居ルノ
デアリマスガ、ソレデ宜シイノデアリ
ウト思ヒマス、此文字ハ逆ニナッテ居ル
マスカ、即チ當事者ヲ勸誘スルコトヲ
得ス」ト云フノハ、當事者ガ外ノ者ヲ勸
誘シテ、罷業ノ範圍ヲ廣クシテハナ
リムリデアリマス、サウスルト一ツノ
ソレヲ使フ所ノ、例ヘバ紡績ナラバ紡
績職工ノ勞働組合ト、先づ二ツノ組合
ガアルト簡單ニ假定致シマス、爭議ノ
初メニ於テハ、主トシテ機械部ノ者ガ
ニト云フノデ、第二條ノ規定ニ依テ其
機械組合ト云フモノハ争議ノ當事者ニ

ナッテ居ル、第二條ノ通知ヲ受ケタカラ
シテ、勞資雙方共委員ヲ選任シテ調停
手續中デアル、其時分ニ當事者ガ二條
ノ通知ヲ受ケタ、當事者ト云フコトニ
ナルト云フト、機械部ガ機械部ヲ勸誘ス
ルコトハ出來ヌガ、紡績部ト云フモノ
ヲ勸誘スルコトハ構ハヌ、斯ウ云フコ
トニ文字ノ解釋カラハナルヤウデアリ
マスカ、立案者ノ考ハ逆ニナッテ居ル
ノデハナイカト云フ疑ヲ持ツテ居ルノ
デアリマスガ、ソレデ宜シイノデアリ
ウト思ヒマス、此文字ハ逆ニナッテ居ル
マスカ、即チ當事者ヲ勸誘スルコトヲ
得ス」ト云フノハ、當事者ガ外ノ者ヲ勸
誘シテ、罷業ノ範圍ヲ廣クシテハナ
リムリデアリマス、サウスルト一ツノ
ソレヲ使フ所ノ、例ヘバ紡績ナラバ紡
績職工ノ勞働組合ト、先づ二ツノ組合
ガアルト簡單ニ假定致シマス、爭議ノ
初メニ於テハ、主トシテ機械部ノ者ガ
ニト云フノデ、第二條ノ規定ニ依テ其
機械組合ト云フモノハ争議ノ當事者ニ

ナイノデアリマス、御質問ノ趣旨モサ

ウデアルト思ヒマス

○清瀬委員 私ノ質問ハ是デ宜シウゴ

ザイマスカラ、他ノ委員カラ御質問ヲ

願ヒマス

○藏園委員 モウ一般的ノ質問ハ終リ

マシテ、殆ド逐條的質問ニ、今日私カラ

移ラウト思ラ居ルノデアリマスガ、唯

一ツ一般的ニ涉ラテ御尋ヲ致シテ置カ

ナケレバナラヌコトハ、國際勞働ニ關

スル原則ニ付テデアリマス……

○熊谷委員 議事ノ進行ニ付テ一寸委

員長ニ御伺ヒシマス、是マデハ一般的

ノ質問デアルヤウニ考ヘテ居ッタ、然ル

ニ清瀬君ノ御質問ハ一般的デナ、大

部細カイ點マデ御質問サレタヤウデア

リマス、今藏園サンハ逐條ニ這入ラテ御

質問ニナラウト云フヤウナ御考デアリ

マセウケレドモ、尙ホ一般的ノモノガ

残ラテ居ルト考ヘマスガ、此際一般的ノ

モノト逐條的ノモノトヲ一緒ニシテ質

問シテ宜シノデアリマセウカ、如何

デアリマスカ

○森田委員長 チヨット委員長カラ申

シマスガ、先日ノ打合セデハ、初ニ政友

會、政友本黨、新正俱樂部、憲政會此順

序デ質問ヲスル、其時ニハ總體的ニ質

問ヲシテ、以後ノ進行ニ關シテハ只今

申シマシタヤウナ順序ニ依テ一應進行

シタ上ニ於テ協議ヲスル、斯ウ云フコ

トニナラテ居リマシタ、所ガ其時ニ、非

公式デアリマシタカ公式デアリマシタ

カ、委員長ヨリ、ソレデハ一順濟ンダ譯

デアルガ本日カラドウナサルカ、斯ウ

時ノ見計ニ依テ進ンデ宜カラウト云フ

カラ御指圖ヲスルト云フコトナシニ、

其時々々ノ模様ニ依テヤル考デアリマ

シタ、藏園君モサウ云フ工合デ寛嚴宜

シキヲ計ラツテヤツテ頂キタイト思フノ

デアリマス

○熊谷委員 委員長ノ御説明デ分リマ

シタ

○森田委員長 ソレデハ寛嚴宜シキヲ

得テ簡明ニ願ヒマス

○藏園委員 今日私ノ質問セントスル

モノハ數ハ多シゴザイマス、併ナガラ

質問ハ極メテ簡單ニ、自己ノ意見ヲ加

ヘズシテ唯駄目ヲ押シテ行クト云フコ

トニ依テ進ミタイト思フノデアリマス、

國際勞働ノ原則ニ付テ御伺致シテ置キ

モノハ、本案ト關係ノ有ル組合團體權ノ

確認デアル、斯ウ云フモノハ我國ニ於

テハドウ云フ風ニ御取扱ニナル御積リ

デアルカ、又各國ト言ウテモ廣クナリ

マスガ、最モ主要ナ數箇國ニ於テハ、ド

ウ云フ取扱ニナラバ、此媾和條約ノ原則

テ申シマスナラバ、此媾和條約ノ原則

ニ對スル權威、價值、——媾和條約ノ價

値ト云フモノハ之ヲドウ見テ宜シイカ、

是ハ國內立法ノ自由カラ、英國ナドハ

八時間勞働法案ヲ否決シテ居ル所ヲ見

付テ華盛頓第一會議以來審議決定ヲ致

シテ居ルノデアル、所ガ各國共ニ其國

情ヲ異ニ致シマスル爲ニ、或ハ留保シ

タト思フ、自作兼小作及賃銀勞働者ヲ

ト云フヤウナ有様ニナラテ居ル、サウシ

只今ノ御言葉ニ對シテモ、別ニ委員長

御話デアリマシタカラ、實ハ藏園君ノ

シタ、藏園君モサウ云フ工合デ寛嚴宜

シキヲ計ラツテヤツテ頂キタイト思フノ

デアリマス

○熊谷委員 委員長ノ御説明デ分リマ

シタ

○森田委員長 ソレデハ寛嚴宜シキヲ

得テ簡明ニ願ヒマス

○藏園委員 今日私ノ質問セントスル

モノハ數ハ多シゴザイマス、併ナガラ

質問ハ極メテ簡單ニ、自己ノ意見ヲ加

ヘズシテ唯駄目ヲ押シテ行クト云フコ

トニ依テ進ミタイト思フノデアリマス、

國際勞働ノ原則ニ付テ御伺致シテ置キ

モノハ、本案ト關係ノ有ル組合團體權ノ

確認デアル、斯ウ云フモノハ我國ニ於

テハドウ云フ風ニ御取扱ニナル御積リ

デアルカ、又各國ト言ウテモ廣クナリ

マスガ、最モ主要ナ數箇國ニ於テハ、ド

ウ云フ取扱ニナラバ、此媾和條約ノ原則

テ申シマスナラバ、此媾和條約ノ原則

ニ對スル權威、價值、——媾和條約ノ價

値ト云フモノハ之ヲドウ見テ宜シイカ、

是ハ國內立法ノ自由カラ、英國ナドハ

八時間勞働法案ヲ否決シテ居ル所ヲ見

付テ華盛頓第一會議以來審議決定ヲ致

シテ居ルノデアル、所ガ各國共ニ其國

國際勞働會議ニ於テ斯ウ云フ決定ガアッ

タト思フ、自作兼小作及賃銀勞働者ヲ

ノ決定ハドノ程度マデ我國ハ遵奉セラ

ル、責任ヲ持テ居ッタノデアリマスカ、

之モ承ッテ置キマス、本法デハ小作人外

ノ賃銀勞働者ヲ組合ノ勞働者トスルト

云フ事ニナラテ居ル、國際勞働會議ニ於

テ居ル、八時間勞働法案ノ原則ト云フ

モノハ、殆ド私共ハ原則トシテ國內法

トシテモ遵奉スルニ近イ規定デアルト

思ウテ居ッタガ、之ヲ現ニ英國ニ於テ否

決致シテ居ルト云フ此狀況ニ鑑ミマス

ルト、國際條約ニ於キマシテ此九箇條

ノ原則ヲ定メラレタル其モノ、遵奉ス

ベキ範圍、遵奉スペキ條項ト云フヤウ

ナモノハ、ドウ云フ風ニ見テ宜シイカ、

ウニ思フ、ソレデ私ハ之ヲ簡単ニ承ッテ

置キタイ、實ハモウ少シ立入ッテ御伺致

シタインデアリマスケレドモ、委員長

ノ御注意モアリ且又取急イデ進行シナ

ケレバナラヌ必要モアリマスノデ、是

トルト云フ原則ヲ規定シテ居ッタヤ

ウニ思フ、ソレデ私ハ之ヲ簡単ニ承ッテ

置キタイ、實ハモウ少シ立入ッテ御伺致

シタインデアリマスケレドモ、委員長

ノ御注意モアリ且又取急イデ進行シナ

ケレバナラヌ必要モアリマスノデ、是

ダケ簡単ニ伺ヒタ

○永井政府委員 只今ノ藏園君ノ御質

問ニ御答致シマス、藏園君ガ御話ニナ

リマシタ通り、平和條約ノ中ニ國際勞

働ニ關スル九箇條ノ原則ガ載ステ居ルノ

デゴザイマス、是ハ平和條約ヲ締結致

シマシタ諸國ガ、人道上互ニ尊重シ、出

來ルダケ實現致シタイト云フ勞働ニ關

スル原則ヲ定メタ譯デアリマシテ、國

際條約ヲ締結致シマシタ各國ノ勞働者

待遇ニ對スル理想ヲ具體的ニ示シタ性

質ノモノデアッタノデゴザイマス、ソコ

デ各國ハ出來ルダケ各自ノ國情ニ從

テ、出來ルダケ各自ノ產業狀態ニ鑑ミ

マシテ、此理想ヲ實現シナケレバナラ

ナイト云フコトニナラテ居ルノデアリマ

スケレドモ、此九箇條ノ原則ハ是ハ御
話ノ通リ原則ヲ示シタノデアリマシ
テ、其適用ニ至ラテハ各國ガ其國情ニ依
リ、産業ノ状態ニ依テ、自由ニ定メ得ル
コトニナクテ居ルノデアリマス、此九箇
條ニ付テハ各國共必ズ之ニ拘束セラレ
ネバナラナイヤウニ規定シヤウト云フ
議論モ其當時有ラタノデアリマスケレ
ドモ、ソレハ各國皆國情ノ相違ガアリ、
産業状態ノ相違モアルカラ、絶對的ニ
拘束力ヲ有スルモノトスルト云フ事ニ
付テハ、相當ニ異論ガアリマシタノデ、
ソレデ各國ノ勞働ニ對スル理想ヲ示ス
其適用ノ根本トナルベキ原則ヲ示スト
云フ意味デ、其九箇條ガ設定セラレテ
居ル譯デゴザイマス、ソレカラ農業勞
働者ノコトニ付キマシテ御質問ガアリ
マシタガ、此解釋ニ付キマシテハ社會
局長官カラ申上グル方ガ適當デアルト
思ヒマス

ドモ、之ニ對シマシテ勞働事務局長ノ
「アルベルトーマ」氏ハ、小作人ガ勞働
者デアルヤ否ヤト云フ問題ニ付テマダ
明瞭ナル解決ヲ與ヘテ居リマセヌ、ソ
レデ農業ニ關係ノアル者ノ團結ノ自由
ハ認メル、之ニ對シテハ只今デモ小作
人組合デ以テ認メテ居リマスシ、又小作
人組合ニ關スル法制ハ農林省ニ於テ
目下研究中デアリマシテ、次期議會ニ
問ニ合フカドウカト云フコトニ付テ
ハ、私カラ確ニハ申上ゲラレマセヌケ
レドモ、兎ニ角調査費ハ既ニ衆議院ニ
於テ豫算案トシテ御協賛ニナツテ居ル
ノデアリマシテ、是ガ貴族院ヲ通過致
シマスレバ小作人組合ニ關スル制度其
他ノ問題ト併セテ農林省ニ於テ適當ナ
ル案ヲ立テマシテ、近キ將來ニ於テ小
作人組合法ト稱スル如キモノヲ議會ニ
提案スル運ビニナルデアラウト思ヒマ
ス、本法即チ勞働組合法ニ於テ勞働者
ニ小作人ヲ含メナカツタ理由ハ、會議ノ
初メニ於テ縷々大臣カラ御説明申上ゲ
タノデアリマスカラ省イテ置キマス
○藏園委員 國際條約ニ關スル問題ハ
是位デ止メテ置キマス、大體ノ概念ヲ
得レバソレデ宜シイコトニ致シマス、
次ニ法案ニ這入りマシテ勞働組合法カ
ラ御尋ヲ致シマス、組合法ノ第一條ニ
於ケル質問應答ハ數次ニ及ンデ居リマ
シテ、私モ本會議ニ於テ質問モ致シ御
答モ得テ居リマスカラ、再ビ繰返スコ

會ニ於テ未ダドナタカラモ御質問ノナ
イ點ヲ努メテ御尋ヲシテ見タイト思
ヒマス、本法ニ依レバ組合ノ組織ハ
職業別即チ産業別ト云フコトニナツテ
居リマスガ、此職業別組合ト云フモノ
ハ兎角組合員ノ權利々益ノ擁護ニ急
シテ、組合員外ノ組合ノ加入ヲ阻止セ
ントスル弊害ノアルコトハ先進國ノ實
例ニ徵シテ明瞭デアルノデアリマス、
然ルニ本法ニ依レバ第十三條ニ於キマ
シテ脱退ニ對シテハ不當條件ヲ定ムル
コトヲ禁ジテアルニモ拘ラズ、加入ニ
付テ何等ノ規定ガナイヤウニ思フノデ
アリマス、ソレデ組合ガ排外思想ニ走
テ、少數ノ組合員ノ職業的權利擁護ノ
爲ニ組合員ノ加入ヲ困難ナラシムル處
ガアル、之ニ對シテ何等カノ御考慮ガ
アルノデアリマスルカ、又ハ全ク是ハ
放任シテ置カレルノデアリマスカ、各
國ノ例ニ依レバ斯様ナ排外思想ニ對ス
ル對應策ガアルヤウニ心得テ居リマス
ガ、之ニ對スル御考ハ如何デアリマス
カ

ト云フヤウナ場合ニ、組合ノ自由ニ依リマシテ之ヲ断ルト云フコトハ敢テ干渉スベキコトデハナカラウト心得テ居リマス、唯全然之ニ對シテ何等ノ規定ガナイト云フ御説デゴザイマシタガ、是ハ決シテ私ハ藏園君ノ言葉尻ヲ捉ヘルノデモ何デモゴザイマセヌガ、唯一ツ第十二條ノ但書ニ「雇傭者又ハ其ノ利益ヲ代表スル者ハ此ノ限ニ在ラス」トシテ雇傭者又ハ其支配人ト云フヤウナモノハ其組合ニ加入セシメナイト云フコトニナフテ居リマス、只今ノ御質問トハ違ヒマスガ、加入ノ制限ニ付キマシテハ十二條ノ但書ガアルダケデゴザイマシテ、其他ハ組合ノ自由ニ委セルノガ適當デアラウト考ヘテ居リマス○藏園委員 總テ聞流シデ通リマスガ、次ニハ組合ニ加入スル資格ニ付テモウ一ツ御伺シタインハ、十二歳以上ノ兒童ハ本組合ニ加入スル資格アリヤ否ヤト云フコトヲ御尋スル、工場法ニ依レバ十二歳未滿ノ兒童ハ工場ニ就職スルコトヲ得ズト云フ規定ガアリマス、此半面カラ見マスト十二歳以上ノ兒童ハ組合ニ加入スル資格ヲ有スルモノノ如クニ見エマスルガ、果シテ然ルヤ、尙ホ婦人即チ有夫ノ婦人モ夫ノ許可ヲ要セズシテ此組合ニ加入スルコトヲ得ルカ否カ、要スルニ未成年者及有夫ノ婦人モノデアリマスガ、又身體上ニ付テノリマス、此組合ハ相當ナル負擔ヲ負フ

シテ詳細申上ゲタヤウニ承知致シマス、重テハ重複シテ申上ゲマセヌガ、労働組合ハ政社即チ政黨デアリマセヌカラ、治安警察法ノ規定ニ基ク政黨トシテノ届出ヲシテアル、所謂政社ト同ジヤウニ繼續シテ政治上ノ運動ヲ行フコトハ出來ナイト考ヘテ居リマス、併ナガラ其際モ申上ゲマシタヤウニ、政黨ニアラザルモノデアッテモ、其他ノ結社デモ断片的ニ其結社自體ノ目的ヲ達スル爲ニ、個々ノ政治運動ヲスルト云フコトハ今日公認サレテ居ル状態デゴザイマスカラ、労働組合自體ノ目的ヲ達シマスル爲ニ、個々ノ政治運動ヲ致シ、議會ニ對シテ請願ヲ致ストカ或ハ或ル法律案ノ通過ノ運動ヲ致スト云フヤウハ公認スルノ外ハナイト心得テ居ル、尙ホ此基金ノ設置處分デゴザイマスルガ、是ハ例ヘバ他ニ労働黨ト云フヤウナ政黨ガ出來マシテ、或組合ニ於キマシテ、其組合ノ基金ヲ其労働黨ニ寄附ヲスル、處分ヲスルト云フヤウナコトヲ此十條ノ規定ニ依テ決議致シマシタナラバ、ソレハ差支ナイト考ヘマスガ、此基金ヲ處分スル方法ニ付キマシテモ、尙ホ前段ニ私ガ御答申上ゲマシタ意味ハ残ルノデアリマス、其組合ガ綱領ニ於テ政黨ト同ジヤウナコトヲ掲げ尙ホ繼續シテ政治上ノ目的ヲ達スル爲ニ運動ヲ致ス、即チ今日ノ政黨ト同ジヤウニ行動ヲ致シ、同ジヤウニ金ヲ

シテ詳細申上ゲタヤウニ承知致シマス、重テハ重複シテ申上ゲマセヌガ、労働組合ハ政社即チ政黨デアリマセヌカラ、治安警察法ノ規定ニ基ク政黨トシテノ届出ヲシテアル、所謂政社ト同ジヤウニ繼續シテ政治上ノ運動ヲ行フコトハ出來ナイト考ヘテ居リマス、併ナガラ其際モ申上ゲマシタヤウニ、政黨ニアラザルモノデアッテモ、其他ノ結社デモ断片的ニ其結社自體ノ目的ヲ達スル爲ニ、個々ノ政治運動ヲスルト云フコトハ今日公認サレテ居ル状態デゴザイマスカラ、労働組合自體ノ目的ヲ達シマスル爲ニ、個々ノ政治運動ヲ致シ、議會ニ對シテ請願ヲ致ストカ或ハ或ル法律案ノ通過ノ運動ヲ致スト云フヤウハ公認スルノ外ハナイト心得テ居ル、尙ホ此基金ノ設置處分デゴザイマスルガ、是ハ例ヘバ他ニ労働黨ト云フヤウナ政黨ガ出來マシテ、或組合ニ於キマシテ、其組合ノ基金ヲ其労働黨ニ寄附ヲスル、處分ヲスルト云フヤウナコトヲ此十條ノ規定ニ依テ決議致シマシタナラバ、ソレハ差支ナイト考ヘマスガ、此基金ヲ處分スル方法ニ付キマシテモ、尙ホ前段ニ私ガ御答申上ゲマシタ意味ハ残ルノデアリマス、其組合ガ綱領ニ於テ政黨ト同ジヤウナコトヲ掲げ尙ホ繼續シテ政治上ノ目的ヲ達スル爲ニ運動ヲ致ス、即チ今日ノ政黨ト同ジヤウニ行動ヲ致シ、同ジヤウニ金ヲ

使フト云フコトハ本法ノ認メザル所デアル、此點ハ先日モ御答致シマシタガ、要スルニ治安警察法ノ政黨ト同ジヤウナ行爲ハ出來ナイ、斷片的ニ政治上ノ運動ヲスルト云フコトハ是ハ默許スル外ハナイ、斯様ニ御諒承ヲ願ヒタイノデアリマス

○藏園委員 次ニハ法人ニ關スル點ニ付テ御尋ヲ致シマス、本法ニ依レバ即チ強制法人主義ヲ採テ居リマスルカラ、組合法ノ労働組合タラント欲スルニハ、必ズ法人ニナル、斯ウ云フ關係ニナツテ居ル、ソレカラ組合法ニ依ラザル勞働組合ト云フモノヲ容認シテアルノ

ル考ガアリハセヌカ否カ、言葉ヲ換ヘテ言ヘバ商法ナドニハ必ズ其會社ノ性質ヲ明示スル爲ニ、株式會社或ハ合名會社、合資會社ト云フ其商號ヲ冠セシメヨト云フノガ、是ハ商法ノ規定デアル、是ト同ジヤウニ此處ニ三種ノ組合ガアルトシマスレバ、之ニ對シテ何等カノ名稱ヲ附セシムルヤウナコトガアリハセヌカト思フ、サウナルト云フト、此處ニ又一ツノ差別待遇ヲスルト云フ非難モ起リハセヌカ、ドウカト云フコトヲ考ヘテ見ル必要ガアリマス、假ニ本法ニ依レバ勞働組合ノ性質ガ本法ノ組合ト本法ニ依ラザル組合トニツニナリマス、テ活致シテ考ヘテ見ルト、社會局案ニ付ル、斯ウ云フマア譯ニナル、所ガ之ヲ復行ノ後ニ於テハ勞働組合ガニツニナ活致シテ考ヘテ見ルト、社會局案ニ付ル、斯ウ云フモノヲ容認シテアルノ

○長岡政府委員 只今ノ御質問ニ關シ

マシテ御答ヘ申上ゲル前ニ、此社會局

シテ御所見ヲ伺ヒタイ

○長岡政府委員 只今ノ御質問ニ關シ

<p

ス、ソレハ前段ノ御尋ニ對スル辯明デ
アリマスガ、名稱ニ付キマシテハ實ハ
サウ云フ說モ政府部内ニアリマシテ、此
正直ナコトヲ申シマスレバ——併シ
結局此名稱ノ如キハ自由ニシテ置イタ方
法律ニ依ラザルモノハ勞働組合ト云フ
名稱ヲ用ヒテハイカヌト云フ所ノ規定
ハ一切置カナカツタ次第デアリマス、名
稱ニ付キマシテハ只今デモ何等強制的
ノ方法ヲ執ルト云フ考ハアリマセヌ
○藏園委員 成程社會局案ニ依レバ二
ツニナル譯デス、サウスレバ此ニ付
テノコト、三ツノコトハ同ジ事デス、
ソレハ例ニ過ギナイ譯デアリマスカラ
——次ハ此爭議ニ關スル損害賠償ノ問
題ニ付テ一寸御尋ラ致シマスガ、爭議
ニ關スル損害賠償ノ問題ハ、是ハ頗ル
重要ナル問題デアリマス、ソコデ此事
ハ第十五條ニ規定サレテ居ル、第十五
條ノ前段ハ是ハ一般法人ニ關スル規定
ヲ其儘持ツテ來テ居ルノデアル、民法
ノ第四十四條ノ前段ヲ其儘抜イテ來テ
居ル「勞働組合ハ理事其ノ他ノ代理人
カ其ノ職務ヲ行フニ付他人ニ生セシメ
タル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」ト斯ウ
云フ民法ノ一般規定ヲ準用シテ來テ居
ル、但書以下ガ即チ勞働爭議ニ關スル
所ノ之ガ特別規定デアリマス、ソコデ
シテハ「組合ノ理事其ノ他ノ代理人カ

勞働條件ニ關シテ組合員ヲシテ協同ノ
行爲ヲ爲サシメ又ハ組合員ノ行爲ニ制
限ヲ加ヘタルニ因テ雇傭者ニ生セシメ
ガ宜カラウト云フコトデアリマシテ、此
法律ニ依ルモノハ勞働組合ト謂フベシ、
法律ニ依ラザルモノハ勞働組合ト云フ
名稱ヲ用ヒテハイカヌト云フ所ノ規定
ハ一切置カナカツタ次第デアリマス、名
稱ニ付キマシテハ只今デモ何等強制的
ノ方法ヲ執ルト云フ考ハアリマセヌ
○藏園委員 成程社會局案ニ依レバ二
ツニナル譯デス、サウスレバ此ニ付
テノコト、三ツノコトハ同ジ事デス、
ソレハ例ニ過ギナイ譯デアリマスカラ
——次ハ此爭議ニ關スル損害賠償ノ問
題ニ付テ一寸御尋ラ致シマスガ、爭議
ニ關スル損害賠償ノ問題ハ、是ハ頗ル
重要ナル問題デアリマス、ソコデ此事
ハ第十五條ニ規定サレテ居ル、第十五
條ノ前段ハ是ハ一般法人ニ關スル規定
ヲ其儘持ツテ來テ居ルノデアル、民法
ノ第四十四條ノ前段ヲ其儘抜イテ來テ
居ル「勞働組合ハ理事其ノ他ノ代理人
カ其ノ職務ヲ行フニ付他人ニ生セシメ
タル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」ト斯ウ
云フ民法ノ一般規定ヲ準用シテ來テ居
ル、但書以下ガ即チ勞働爭議ニ關スル
所ノ之ガ特別規定デアリマス、ソコデ
シテハ「組合ノ理事其ノ他ノ代理人カ

勞働條件ニ關シテ組合員ヲシテ協同ノ
行爲ヲ爲サシメ又ハ組合員ノ行爲ニ制
限ヲ加ヘタルニ因テ雇傭者ニ生セシメ
ガ宜カラウト云フコトデアリマシテ、此
法律ニ依ルモノハ勞働組合ト謂フベシ、
法律ニ依ラザルモノハ勞働組合ト云フ
名稱ヲ用ヒテハイカヌト云フ所ノ規定
ハ一切置カナカツタ次第デアリマス、名
稱ニ付キマシテハ只今デモ何等強制的
ノ方法ヲ執ルト云フ考ハアリマセヌ
○藏園委員 成程社會局案ニ依レバ二
ツニナル譯デス、サウスレバ此ニ付
テノコト、三ツノコトハ同ジ事デス、
ソレハ例ニ過ギナイ譯デアリマスカラ
——次ハ此爭議ニ關スル損害賠償ノ問
題ニ付テ一寸御尋ラ致シマスガ、争議
ニ關スル損害賠償ノ問題ハ、是ハ頗ル
重要ナル問題デアリマス、ソコデ此事
ハ第十五條ニ規定サレテ居ル、第十五
條ノ前段ハ是ハ一般法人ニ關スル規定
ヲ其儘持ツテ來テ居ルノデアル、民法
ノ第四十四條ノ前段ヲ其儘抜イテ來テ
居ル「勞働組合ハ理事其ノ他ノ代理人
カ其ノ職務ヲ行フニ付他人ニ生セシメ
タル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」ト斯ウ
云フ民法ノ一般規定ヲ準用シテ來テ居
ル、但書以下ガ即チ勞働爭議ニ關スル
所ノ之ガ特別規定デアリマス、ソコデ
シテハ「組合ノ理事其ノ他ノ代理人カ

勞働條件ニ關シテ組合員ヲシテ協同ノ
行爲ヲ爲サシメ又ハ組合員ノ行爲ニ制
限ヲ加ヘタルニ因テ雇傭者ニ生セシメ
ガ宜カラウト云フコトデアリマシテ、此
法律ニ依ルモノハ勞働組合ト謂フベシ、
法律ニ依ラザルモノハ勞働組合ト云フ
名稱ヲ用ヒテハイカヌト云フ所ノ規定
ハ一切置カナカツタ次第デアリマス、名
稱ニ付キマシテハ只今デモ何等強制的
ノ方法ヲ執ルト云フ考ハアリマセヌ
○長岡政府委員 十五條ノ但書ノ御質
問デゴザイマシタガ、此除外規定ハ要
スルニ同盟罷業ノ場合ヲ豫想シテ文字
ニ現ハシタノデゴザイマシテ、勞働組
合ト雖モ同盟罷業以外ノ場合、即チ普
通ノ商取引デアリマストカ、其他ノ問
題ニ付キマシテ理事其他ノ代人ガ職務
ヲ行フニ付キ他人ニ生ゼシメタ損害ニ
付テハ、民法第四十四條ノ原則ニ從フ
ノガ當然デアッテ、勞働組合タルガ故ニ

民法四十四條ノ範圍外ニ立ツト云フ特
權ヲ持タセル譯ニハ行カヌト云フ主義
ニ依リマスト云フト、忽チ組合ノ基金
ヲ極ク小サク局限サレテ居ル、所ガ此
勞働爭議ニ關スル問題ハ、勞働條件ニ關
スル場合ト云フコトニ、此無責任規定
ヲ極ク小サク局限サレテ居ル、所ガ此
勞働爭議ニ關スル問題ハ、勞働條件ニ關
スル場合ト云フコトニ、此無責任規定
ヲ極ク小サク局限サレテ居ル、所ガ此
勞働爭議ニ關スル問題ハ、勞働條件ニ關
スル場合ダケノ免責規定ヲ置キマシタ、
云フ結果ニナリマスルカラ、同盟罷業
ノ場合ダケノ免責規定ヲ置キマシタ、
此勞働條件ト云フ文字ハ極メテ廣い意
味ニ御解釋ヲ願ヒタイノデアリマシテ、
ト云フダケニ限ラレテ居リマセヌ、只
上、其他ノ是以外ノ詰リ争議ノアルコ
トハ是ハモウ洵ニ世間ニ多イノデアッ
テ、寧ロ勞働條件ノ維持改善ニ關スル
モノヨリハ、其以外ノ争議ガ多カラウ
ト思フノデアリマス、シテ見マスレバ
此場合ニ於テ、此損害ノ賠償ノ無責任
規定ヲ極ク狹隘ニ御解釋ニナッタト云
ガアリマスルガ、之ニ對スル政府ノ御
罷業ト云フモノハ、殆ド全部勞働條件
ニ關係致シテ居リマシテ、獨逸ノ「カッ
ブ」革命ノ際ニ出來マシタヤウナ政治
上ノ目的ヲ持ツタ同盟罷業ト云フモノ
ハマダ日本デハゴザイマセヌ、其同盟
罷業ガ勞働條件ニ關スル限り、其損害
ニ付キマシテハ組合トシテ損害賠償ノ
責ニ任ジナイ、斯ウ云フ意味ニ御解釋
ヲ願ヒタインデアリマス
○藏園委員 御説明ノ程ハ諒トシマス
ガ、勞働條件ト云フ字ト、ソレカラ罷工
ト云フ事トノ範圍ハ、大變ニ相違ヲ致
シテ居リマス、ダカラシテ御説明ノ如
ク之ヲバ罷業ニ關スル無責任規定デア
ル事ダケハ削ツテ敢テ御異議ノナイモ
ノト考ヘテ置キマス、ソレカラ次ニハ
矢張ソレニ關聯致シマシテ、是ハ組合

ノ理事及代理人ガ同盟罷工ヲサセタト
キニ、組合ガ其責任ヲ負ハヌト云フ是
ハ特別ノ規定デアリマス、併ナガラ
リニ在ラス」即チ無責任デアル、責任ガ
ナ、斯ウ云フ規定デアリマス、ソレデ
タル雇傭關係上ノ損害ニ付テハ此ノ限
ナ、斯ウ云フ規定デアリマス、ソレデ
之ニ依リマスト云フト、忽チ組合ノ基金
ト云フモノハ其爲ニ取ラレテシマフト
ト云フモノハ其爲ニ取ラレテシマフト
ノ場合ダケノ免責規定ヲ置キマシタ、
云フ結果ニナリマスルカラ、同盟罷業
ノ場合ダケノ免責規定ヲ置キマシタ、
此勞働條件ト云フ文字ハ極メテ廣い意
味ニ御解釋ヲ願ヒタイノデアリマシテ、
ト云フダケニ限ラレテ居リマセヌ、只
上、其他ノ是以外ノ詰リ争議ノアルコ
トハ是ハモウ洵ニ世間ニ多イノデアッ
テ、寧ロ勞働條件ノ維持改善ニ關スル
モノヨリハ、其以外ノ争議ガ多カラウ
ト思フノデアリマス、シテ見マスレバ
此場合ニ於テ、此損害ノ賠償ノ無責任
規定ヲ極ク狹隘ニ御解釋ニナッタト云
ガアリマスルガ、之ニ對スル政府ノ御
罷業ト云フモノハ、殆ド全部勞働條件
ニ關係致シテ居リマシテ、獨逸ノ「カッ
ブ」革命ノ際ニ出來マシタヤウナ政治
上ノ目的ヲ持ツタ同盟罷業ト云フモノ
ハマダ日本デハゴザイマセヌ、其同盟
罷業ガ勞働條件ニ關スル限り、其損害
ニ付キマシテハ組合トシテ損害賠償ノ
責ニ任ジナイ、斯ウ云フ意味ニ御解釋
ヲ願ヒタインデアリマス
○長岡政府委員 只今政府ハ同意スル
モノト認メルト云フ御斷言デゴザイマ
シタガ、之ハ御解釋ハ御自由デゴザイ
マスルガ、私トシテハ少クモ事務官タ
レヲ同意スルトカ云ウヤウナコトヲ申
上ゲル程ノ自由ナ位置ニゴザイマセヌ
ノデ、ソレデ實ハ清瀬君ニ此間申上げ
タコトモ、能ク——後テ考ヘテ、兎ニ角
上ゲル程ノ自由ナ位置ニゴザイマセヌ
ノデ、ソレデ實ハ清瀬君ニ此間申上げ
タコトモ、能ク——後テ考ヘテ、兎ニ角
身分不相應ナ大言壯語ヲ致シタト云フ
ヤウナコトヲ考ヘマシテ、本日取消シタ
次第ゴザイマスカラ、私カラハ少ク
モ同意不同意ト云フコトハ申上げテ居

ラヌト云フ事ダケヲ御承知ヲ願フテ置キマス、尙ホ此不法行爲ニ關スル御質問デゴザイマシタガ、是ハ實ハ民法ノ問題ト致シマシテ、餘程是ハ解釋ガ分レテ居ル問題デ、此事ハ寧ロ藏園君ノ方ガ御専門デゴザイマスルガ、要スルニ單純ナ債務ノ不履行ト云フモノガ不法行為ニナラヌト云フコトハ、是ハ大體通説ノヤウデアリマス、併シ他人ノ債務ヲ免レシムル目的ヲ以テ勸誘スルト云フコトハ、今日ノ不法行爲ノ大體通則カラ云ヘバ這入ルヤウニ思ハレル、隨ヒマシテ組合員ト致シマシテハ、單純ナ債務ノ不履行ノ爲ノ不法行爲ハ責任ヲ負ヒマセヌガ、雇主ニ對シテハ債務不履行ニ依ル損害賠償ノ責任ハ負ハセナケレバナラヌ、是ハ本法ノ有ル無シニ拘ラズ、今デモ將來デモ同ジト思ヒマス、ソレカラ理事其他ノ代理人ガ雇傭契約ノ義務ヲ免レシムル目的デ勸誘シタト云フコトモ、是ハ今日ノ不法行爲ノ通則カラ云ヒマスト、ドウモ不法行為ニナルト云フコトガ穩當ノヤウデアリマス、隨ヒマシテ但書ガナイト理事其他ノ代理人ガ同盟罷業ヲ勸誘シタ場合ニ、民法四十四條ノ原則ニ依テ、組合自體ガ賠償ノ責任ヲ負ハナケレバナラヌ、ソレハ同盟罷業及勞働組合ノ本來性質カラ云フテ穩カデナイト云フコトデ、此十五條ノ但書ヲ設ケマシテ、組合テシテ法人トシテノ損害賠償ノ責ニ任ジナイト云フコトヲ明カニ致シマシタガ、

理事其他ノ代理人ガ個人的ニ同盟罷業ヲ勸誘シタ爲ニ生ジタ損害ヲ賠償スル責任ガアルカ否カト云フコトハ、是ハ責任ガアルト云フ方ニ申上ゲタ方ガ、今日ノ不法行爲ノ通則ニ當嵌ルグラウト存ジマス、併ナガラソレハ飽マデ民法ノ問題トシテ御研究ヲ願ヒタイノデアリマシテ、勞働組合法ノ十五條ノ有無ニ拘ラズ、十五條ハ法人ノ免責規定デゴザイマスカラ、十五條ノ免責規定ガニ對シテ他人ヲ勸誘シテ同盟罷業有ラウガ無カラウガ、勞働組合ト云フモノガ有ラウガ無カラウガ、同盟罷業ニ對シテ他人ヲ勸誘シテ同盟罷業ヲ行ヒ、之ニ依テ生ジタ雇主ノ損害ヲ賠償スル責任ガアルカドウカト云フコトハ、是ハ勞働組合法ニ關係ノ無イ民法ノ問題トシテ全ク別ノ問題トシテ残ル、而シテ今日デハ責任ガアルト解釋スルノガ通説デアルト存ジマス

○藏園委員 民法問題ニ移ツテ別ニ考へルト云フコトデアルガ、ソレヲシタクナイカラ今御尋シタノデ、此問題ノ解決ガ是デ付クモノナラバ、此問題デハ如何デスカ
○長岡政府委員 是ハ唯監督官廳トシス、次ニ只今陸軍大臣ガ御出ニナリマス、ソレカラ、陸軍ノ方に移リタイト思ヒシタカラ、陸軍ノ方ニ移リタイト思ヒマスルガ、簡單ニモウニツバカリ残ツテノガ、常ニ此資金ノ多少カラ來テ居ルノデアル、組合ガ若シ茲ニ設ケテアルモノデアルト、却テ斯ウ云云感ヲ抱カシメテ、何等益ノナイ規定デアルト思ヒマスルガ、之ニ對スル政府ノ御考ハ如何デスカ

○藏園委員 其點ハ御説ノ通り安心ヲ致シマス、併ナガラ是ハ漏洩ハナイコトヲ私ハ信ジマセウ、唯政府ガ此組合ノ罷工ニ關スル政府ノ對策ト云フモアリマスカ、是ハ寧ロ利益ハナクシテ必要ハナクシテ、却テ組合ヲシテ行政官廳ノ干涉ノ伏線ヲ茲ニ設ケテアルモノデアルト、却テ斯ウ云云感ヲ抱カシメテ、何等益ノナイ規定デアルトノガ、常ニ此資金ノ多少カラ來テ居ルノデアル、組合ガ若シ茲ニ罷工ヲ起シテ居ル、其罷工ヲ繼續スルニハ、ドウシテモ組合ハ應分ノ資金ヲ持ツテ居ナケレバナラヌノデアルカラ、資金ナキ組合ハ必ず自分ノ權能タル所ノ罷工ヲ繼續スルコトハ出來ヌコトハ、是ハモウ論ナシ、ソコデマス、此組合ガ資金ヲ調達シテ、サウシテ、其勞働組合爭議及組合ヲ操縦スル政府ノ干渉、政府ノ暗キ魔ノ手ノ伸ビルノハ何時デモ此處カラ來ル、ソレヲ私ハ心配スルノデアリマス、資本家ト共通スルトカ、何トカ云フモノガ、常ニ勞働者ヲ壓迫シ、雇傭者ノ手先トナツテ勞働者ヲ虐メル、斯ウ云ヤウナコトハナイコトヲ信ジマス、又

信ゼンコトヲ欲スルノデアリマス
陸軍大臣ニ對シテノ質問ハ、是ハ陸海
軍共通デス、陸軍大臣ガ幸ニ御出席下
サツタカラ、陸軍大臣ニ御尋シマスガ、
陸軍大臣ハ御承知デアリマセウガ、勞
働組合法ノ第三十三條ニ「陸海軍々人
軍屬ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勞
働組合ノ組合員ト爲ルコトヲ禁止シ又
ハ制限スルコトヲ得」ト云フ規定ガア
ルノデス、ソレデ爰ニ所謂軍人軍屬ト
云フコトハ、ドウ云フモノヲ謂フノデ
アルカ、先ヅ御尋ヲ致シタイ、ソレカラ
軍人軍屬中ニ所謂労働者ト云フモノモ
有ルノデス、ソレデ労働者タル軍人軍
屬ニ關スル者ダケニ對シテ謂フノデア
ルカ、又一般軍人軍屬ニ對スル規定デ
アルカ、言葉ヲ換ヘテ言ヘバ、斯ウナリ
マス、労働者デナイ軍人軍屬ニハ、必要
ガナイヤウニ思フト云フノデアル、所
ガサウ行カヌコトハ、陸海軍ノ諸君ガ、
此第一條ノ組合組織ノ際ニ於テ、職業
別組合ヲ盛ニ御主張ニナツタラシイ風
聞ヲ承ッテ居リマスガ、其結果ト致シマ
シテ、此内務省案ト云フモノハ、一般勞
働者トスウ云フ譯デアツタ、所ガ色ニ内
部ニ論ガアリ、陸海軍ナドデ特ニ御主
張ニナツタ云フヤウナ話デ、第一條ハ
職業別ニナツテ居ル、職業別ニ組合ハ組
織スペキモノダトスウナツテ居ルニ拘
ラズ、之ニ懽ラスト云フノデ十二條ヲ
置イテ、サウシテ軍人デアラウガ、軍屬
デアラウガ、第十二條ノ第三項ニ依ル

ト云フト、皆組合員ニナルコトガ出来ル仕掛ニナッテ居ル、此所ガ丁度、貴方ガタガ軍人トシテ第一條デ以テ勝利ヲ得タト思ウテ油斷ヲシテキラツシヤツタカモ知レマセヌガ、前門ノ虎ヲ防イデ後門カラ狼ヲ進メラレテ居ル、第十二條ト云フモノガ出来テ居ル、之ニ依テ見マスルト、労働者ハ軍人デアラウガ、軍屬デアラウガ、何デアラウガ、一度労働組名ノ總會ニ於テ、組合ニスルト云フ決定ガアレバ、ソレヲ承諾スルコトガ出来ル規定デアル、ドンナ軍人デモ組合員ニナルコトニナッテ居リマスゼ、此處ハ御考ニナッテ居ルカ、ナッテ居ラヌカ分ラヌガ、斯ウ云フ仕掛けニナッテ居ル、内務省ガズルイ仕掛けシタモノノダト思フ、陸海軍ハ此毘ニ罹ラテ居ナイカト思フ、ソコデ私ガ承リタイノハ、此勅令ノ定ムル所ニ依テ、労働組合ノ組合員トナルコトヲ禁ズル又ハ制限スル、是ハ戰時若クハ非常時ニ適用スルダケデアリマスカ、又ハ平時ニモ之ヲ適用スルコトニ考ヘテ宜シウゴザイマスカ、斯ウ云フコトヲ先ヅ一ツ御説明ヲ願ツテ置キタイ

シテ居ル者ガ軍屬トスヴァナツテ居リマス、隨テ此處ニ三十三條ニ掲ゲテアルノ軍人軍屬ト云フノハ、労働勤務ニ服シテ居ル者ダケト云フ 意味デナク、總テノ軍人軍屬ヲ包含シテ居ル譯デアリマス、ソレカラ第一ノ御尋ハドウモ少シ私ニハ諒解シ兼ネタノデアリマスガ、モニ一度一ツ……

○藏園委員 一般ニ對スル軍人軍屬ニ關スル規定ハ、自然此十二條ガ出來タ爲ニ是ガ必要カラ起フテ來タモノデス、ソレガ所謂陸海軍ノ人達ガ餘リ第一條デ以テ議論ヲ爲サッタカラ、第一條デ一般の労働者ヲ入レテ居ルト云フコトニナレバ、労働者タル軍人ダケデ濟ンダノデアリマス、所ガ職業的組合組織ント云フコトニナツカラシテ、自然十二條ニ依テ一般軍人ニ之ヲ適用シナケレバナラヌコトガ起フテ來タノデアル、ソレデ私ハ今日ハ總テ聽キ放シニスルコトニシテアリマスカラ、聽キ放シデ宜シイノデス、其通り承フテ置キマス、尙ホ私ガ聞ク所ニ依リマスルト云フト、斯ウ云フコトガアルノデスナ、陸軍ノ方ニハ如何カト思ヒマスルガ、海軍ノ方デハ此勞働法ガ施行サレルコトヲ見込シテ、サウシテ海軍省デハ昨年ノ十二月十二日ヲ以テ、海軍ノ技手養成所ノ練習生、ソレカラ同所ノ卒業職工及海軍艦政本部製圖工場附屬、印刷工場配屬職工、之ニ對シテハ軍屬制ヲ布カレテ

居ル、急遽トシテ軍屬制ヲ布カレタ爲ニ、海軍勞働聯盟デハ悉ク此中心人物ガ攫ハレテシマツタ——攫ハレテシマツタ爲ニ、殆ド此海軍勞働聯盟ト云フモノハ、勞働問題ニ付テ理解無キ人々ノミ残フテ、寧ロ是ハ指導者ヲ失フテ、危險ヲ感ズル虞ガアルト云フコトヲ承ツテ居ル、是ハ風聞デアルカモ知レマセヌガ、シテ見レバ此海軍ト同ジヤウナヤリ方デ、陸軍ニ於テモ矢張砲兵工廠トカ、其他軍需品ニ關スル所ノ職工ナドハ悉ク是ハ軍屬ニ編入シテシマツテ、サウシテ此面倒ヲ一掃スルナド、云フヤウナ御考カラ、サウ云フコトヲシヤウト云フ企ガアルヤニ聞イテ居リマスガ、此海軍省ノヤウナ斯ウ云フヤリ方ヲヤラウト云フ御考ガアリマスカドウカ、ソレヲ一つ御聞キ致シマス

一ツ残^{シテ}居リマシタノガ第三十三條ト思ヒマス
ノ適用ノコトデアリマス、是ハ即チ現役軍人及召集中ノ在郷軍人、是等ニ對シテハ禁止等ヲシナケレバナルマイト思ヒマス、尤モ召集中ト申シマシテモ、此教育ノ爲ニ年々歲々繰返シテ居リマスル所ノ三週間トカ二週間トカト云フ此短期ノ召集ハ無論含ミマセヌ、所謂有事ノ時ダケ即チ戰時ノ部隊ニ參加スル召集、斯ウ云フノデ宜カラウト思ヒマス、尙ホ詳細ニ今研究致シテ居リマシテ、細カナ點ニ於テ是ハ斯ウ云フ風ニ制限スルカ、或ハ是ハ如何ニ禁止スルトカト云フヤウナコトモ尙ホ攻究中デアリマスガ、大體主ナルコトヲ申上ゲレバ、サウ云フ考ヲ持ツテ居ルノデアリマス、所謂勅令デ今申上ゲタヤウナコトヲ規定シタラ宜カラウカト云フ方針ノ下ニ研究ヲ進メテ居リマス

○宇垣國務大臣 在郷軍人——所謂有事ノ時ニ召集ヲ受ケタ際ニハ這入ルノデアリマス
○清瀬委員 有事ノ時デハナイ平素ハ……
○宇垣國務大臣 平素デモ教育ノ爲ニ年々二週間トカ三週間召集ヲ受ケマスガ、此時ハ極ク短期ノコトデアルカラ、這人ヲ出スル者ヲ出ストカ、又ハ軍隊カラ外へ出タナラバ、再び這入ルトカ、ソシナ事ヲスルダケノ必要ハナイダラウ

○清瀬委員 紡績職工トカ鐵工トカノ軍人ガ澤山這入りマスナ、ソレヲ制限スル考ハアリマセヌカ

○宇垣國務大臣 ソレハ現役中ト戰時ノ召集中ハソレヲ止メヤウ……
○清瀬委員 有事ノ際ノ召集デスネ、其他ノ平時ノ場合ニ於テハ、所謂在郷軍人ガ鐵工トカ紡績トカ他ノ産業へ這入ツテシマッテモ、ソレヲ御制限ニナルコトハナイト云フ……

○宇垣國務大臣 ソレハナイデス、平時地方ニ居^{シテ}仕事ヲシテ居ル、サウ云フトキニ制限ヲ與ヘル積リハナイデス
○藏園委員 モウ一ツ是ハ極ク漠然タルコトヲ御聞キスルノデアリマスガ、此陸海軍ハ非常ニ同盟罷工ト云フコトヲ怖レテ、此同盟罷工ニ關スル所ノ規定ヲモ此勅令中ニ規定シヤウト云フヤウナ企ガアルヤニ風聞スル者ガアリマス、是ハ吾ニハ固ヨリ信ズルモノデアリマセヌケレドモ、陸海軍ノ從來ノ勞働問題ニ對スル所ノ態度、即チ不理解ナル態度カラ想像シテ見マスルト、此十

二條ノ但書デ軍人軍屬ニ付テハ禁止シ得ルカラ此但書デ十分デアリマセウ、此點ニ對シテハ軍務當局ハドウ云フ御考ヲ持ツテ居ルカ、此同盟罷工ヲサウ云云フ魔ノ如ク恐ル、必要ハナイ、今日ハ寧ロ軍屬ノ優良職工ノ如キハ解放シテリマセヌ、軍屬ノ中ニハ、軍人ハ無論含ンデ居ニ付テハ今暫ク待ツテ載イテ午後ニ又改メテ御答致シマス
○原(惣)委員 承知致シマシタ、是デ宜シウゴザイマス
○山口委員 陸軍大臣カラ御答ガアリマシタガ、軍屬ト云フ中ニハ職工ガ若干居ル、此事ハ陸軍モ海軍モ共通デアリマスガ、陸軍ノ數トソレカラ海軍ノ方モ知リタイト思^{シテ}居リマス

○宇垣國務大臣 第一條ノ労働者ト云ノ意味ノ中ニハ、軍人ハ無論含ンデ居ノ中ノ八十三名デアリマス、海軍ノ方

置ク方ガ、却テ労働問題ノ解決ニ便利デアル、其方ガ却テ労働問題ノ理解ヲ得ルニ便利ガアルニモ拘ラズ、ソレヲ手心ニ依テ同盟罷工マデモ禁止セントスルヤノ風聞ガアルノハ、強チ其風聞ガ風聞ノミニ止ラズ火ノ在ル所ガアリハセスカト疑フノデアリマス、此點ヲモウ少シドウカ……

○原(惣)委員 サウスルト軍人ハナイガ、軍屬ハ雇傭契約上カラ成立ツタ労働者デアリマスガ、官制ニ依テ成立ツテ居リマスカ、若クハ雇傭契約上ノ所謂軍屬デアリマスカ、ソレヲ御聽キ申シタイ

○宇垣國務大臣 軍人ガ鐵工トカ紡績トカ他ノ産業へ這入ツテシマッテモ、ソレヲ御制限ニナルコトハナイト云フ……
○宇垣國務大臣 只今ノ御話ノ如ク全ク風聞デアリマス、陸軍當局トシテハ何等其事ハ考慮致シテ居リマセヌ
○藏園委員 私ハモウ是デ止メマス
○原(惣)委員 私ハ第一、陸軍ノ軍人ト云フ意味ハ、上ハ陸軍大臣ヨリ下軍人マデガ軍人ト云フノデアリマセウガ、労働者ノ意味ハ益不明確デアル、軍屬ハ労働者ノ意味デアリマセウカ、十二條ニ於テ「雇傭者又ハ其ノ利益ヲ代表スル者ハ此ノ限ニ在ラス」ト云フコトノ内務大臣ノ御答辯ガアリマシタガ、斯様ナ三十三條ニ於テ特別ニ禁止スルト云フ點カラ見マスルト、軍人軍屬ハ労働者デ有リ得ルト云フ前提ノ下ニ、特ニ御分ケニナッテ居ルカラ、此十

二條ノ但書デ軍人軍屬ニ付テハ禁止シ得ルカラ此但書デ十分デアリマセウ、然ルニ特別ニ三十三條ヲ置カレルト云フコトハ、是ハドウ云フ意味デアリマセヌ、軍屬ト云フ中ニハ職工ガ若干居ル、此事ハ陸軍モ海軍モ共通デアリマスガ、陸軍ノ數トソレカラ海軍ノ

契約上ノ範囲ニ限ルト云フ労働者ノ定期カラ成立ツテ居ルモノノモアルシ、又特定ノ官制ノ上カラ成立ツテ居ルモノモアリ、二様ニ分レテ居リマス
○原(惣)委員 サウスルト此所謂雇傭契約上ノ範囲ニ限ルト云フ労働者ノ定期カラ成立ツテ居ルモノノモアルシ、又特定ノ官制ノ上カラ成立ツテ居ルモノモアリ、二様ニ分レテ居リマス
○宇垣國務大臣 考デアリマスカ

○長岡政府委員 三十三條ノ軍屬ト云フノハ雇傭契約ニ依テ成立ツテ居ル労働者デアル、軍屬ニ付テハスウ云フ意味ニ解釋シテ居リマスケレドモ、此事ニ付テハ今暫ク待ツテ載イテ午後ニ又改メテ御答致シマス
○原(惣)委員 承知致シマシタ、是デ宜シウゴザイマス
○山口委員 陸軍大臣カラ御答ガアリマシタガ、軍屬ト云フ中ニハ職工ガ若干居ル、此事ハ陸軍モ海軍モ共通デアリマスガ、陸軍ノ數トソレカラ海軍ノ

常識、社會通念ノ上カラ言フテ、労働者ト云フ者ヲ先ヅサウ思フノガ十人中九人マデノ普通ノ例デアリマシテ、先ヅ銀行ノ簿記ヲ記ケテ居ル者トカ云フヤウナモノハ、労働者ト云フ觀念ガアリマセヌシ、自分でモ亦労働者ト名乗ラテ居リマセヌ、社會デモ銀行ノ事務員ハ労働者ト十人ガ九人マデ認メルヤウニナツテ居リマセヌカラ、極メテ明晰ナ頭脳ヲ以テ法理的ニ御追窮ニナリマスト、其間多少中間ノ何レニ屬スルカ曖昧ナ者モアリマスケレドモ、併シ本法デハ純然タル労働者デアリマセヌデモ、十二條ノ例外ニ依テ組合ニ這入ルコトモ認メマス、其間ニ融通自在ノ所ガゴザイマスルカラ、先ヅ其邊ノ常識的ノ御答辯ヲ以テ御勘辨ヲ願フ外ナインデゴザイマス

セヌガ、今日デハ先ヅ大體労働者ト言ヒマスト、雇傭關係ノ下ニ一定ノ賃銀ヲ得テ、サウシテ筋肉労働ニ從事シテ居ル者、斯ウ云フノガ大體労働者ノ通念ニ一致シテ居ルト考ヘテ居リマス○原(惣)委員　此問題ハ私ハ執拗ク御尋スルヤウデアリマスガ、労働組合ニ加入出來ルヤ否ヤト云フ重大ナ關係ヲ持ツテ居ルノデアリマス、雇傭關係ダケト云フ意味合デ言ツタナラバ、私ガ前ニ述ベマシタ車夫ノ組合ト云フヤウニ、雇傭關係以外ノ筋肉労働者トカ、其他自由労働者トカ、土木建築ノ下請負ノ如キ者ハ、決シテ雇傭關係ニ於テ働くイテ居ナイノデアリマス、要スルニ私ノ執拗ク御尋スル點ハ、雇傭關係ト云フ意味ヲ取消サシムルト云フヨリモ、社會ノ通念ニ依テ、労働者ノ定義ヲ御定ニナルト云フ御趣旨ノ下ニ、今長岡サンノ仰セラレルヤウナ意義ナラバ、全ク其意義ヲ成サナイモノデアルト思フカラ、之ヲ御取消ニナシテ、廣ク労働組合ヲ御認ニナルト云フ御意思デアルカ、ドウシテモ雇傭關係ト云フ觀念ダケデハ進メナイト思フ、社會立法ノ重大ナル法案デアリマスルガ故ニ、其御意思ガアルナラバ、私ハ雇傭關係ト云フモノヲ取消セトハ申シマセヌ、ソレナラバ廣ク筋肉労働者以外ノ「アンゲスタル」ト云フコトデ、純粹ノ「アルバイタ」、使用人ト云フモノモ皆社會ノ通念ニ依テ無論認メテ行カナケレバナラヌ

コトニナルト云フ御言葉サヘ戴イテ置
イタナラバ、ソレヨリ以上御追窮ハ申
シマセヌ

○長岡政府委員 只今ノ御話ノ通リデ
アリマス、將來ハ「アングーステル」ト云
フヤウナモノガ組合ヲ組織シテ、労働
運動ノ渦中ニ投ズル時期ガ來マシタナ
ラバ、法文ノ解釋ト云フモノハ必ズ其
時ニハ變ラテ來マセウ、ソレカラ之ヲ勞
働者ト認ムル時期ガ將來來ルコト、考
ヘマス、今日ノ現狀ニ於テハ、内務大臣
ノ申上グマシタヤウナ定義ガ、先ヅノ
現狀ニ一番近イ、只今デハ労働者ト云
フモノハア、云フ觀念デアルト、今ノ
問題トシテハ御聽取ラ願ヒタイ

○原(惣)委員 分リマシタ、ソレデ藏園
君ガオヤリニナルナラバ私ハ止メマス
○森田委員長 是カラ本論ニナリマス

○原(惣)委員 今ノハ全ク例外デス

○森田委員長 ソレデハ藏園君ニ願ヒ
マセウ

○小林政府委員 午前ニ藏園サンカラ、
海軍デハ労働立法ノ制定ヲ變更シテ、
職工中ノ色ニノ者ヲ軍屬ニ編入シタヤ
ウナ、即チ昨年ノ暮ニ海軍技手養成所、
練習所職工及同所卒業ノ職工及艦政本
部ノ印刷工場ノ職工ヲ軍屬トシタ、是
ハ事實カ、斯ウ云フ風ノ質問ガゴザイ
マシタサウデスガ、誰モ海軍ノ者ガ此
席ニ居リマセヌデ甚ダ失禮ヲ致シマシ
タガ、先づ根本ノ主義ト致シマシテ、海

軍デハ成ベク職工ハ自由ノ立場ニ置キ
タイ、成ベク小數ノ絶対ニ必要ノ者以
外ニハ軍屬ニシナイト云フ主義ヲ採
テ居リマス、今日海軍ノ職工ガ總數約
四萬八千人バカリ居リマスガ、其中軍
屬トシテ扱ハレテ居リマス者ハ二百八
十幾人、一寸三百人位ニシカ過ギマセ
ヌ、ソレデ昨年斯ウ云フ風ノ宣誓規則
アルガ爲ニ御議論モ起ルダラウト思ヒ
マスガ、此宣誓規則ヲ變ヘマシタ最近
ノ動機ハ、艦政本部ノ製圖工場ニ附屬
致シテ居リマス印刷所ノ職工ヲ、矢張
宣誓職工ノ中ニ加ヘルト云フコトデ、
宣誓規則ハ變ツテ居リマス、ソレ以外ハ
在來ゴザイマシタ宣誓規則ト殆ド同様
デゴザイマス、何ガ故ニ艦政本部所屬
ノ印刷所職工ヲ宣誓サセナケレバナラ
ヌカト申シマスト、實ハ海軍省ノ建物
ノ中ニ、從來印刷所ガゴザイマシテ、ソ
レハ海軍省ニ附イテ居ツタノデアリマ
スガ、海軍省デハ海軍省トシテハ職工
ヲ使ヒマセヌノデ、ソレデ今迄ハ雇傭
人デ印刷工場ニ働イテ居ツタノデス、ソ
レガ事務ノ都合上艦政本部ノ印刷場ヲ
艦政本部ニ附ケタ方ガ都合ガ宜イノデ、ソ
シマフ、其後作業ヲヤラセルト云フコ
トハ因難デアリマスガ、職工トナリマ
リマシテ、何時ニ出勤シテ何時ニ歸ツテ
シマフ、其後作業ヲヤラセルト云フコ
トハ大體御想像ガ付クト思ヒマスガ、
雇人ト云フト役人ノ隸屬ト云フ風ニナ
リマシテ、何時ニ出勤シテ何時ニ歸ツテ
シマフ、其後作業ヲヤラセルト云フコ
トハ因難デアリマスガ、職工トナリマ
リマシテ、何時ニ出勤シテ何時ニ歸ツテ
シマフ、其後作業ヲヤラセルト云フコ
トハ大體御想像ガ付クト思ヒマスガ、
艦政本部ニ印刷工場ヲ管理セシムル

ト云フコトニ致シマシタ、所ガ艦政本部ハ雇傭人ハ多ク職工デヤッテ居リタ者ヲ艦政本部ニ移シマシタ結果、職工ニナリマシタ、海軍ハ何故ニサウ云フ印刷場ヲ持タナケレバナラヌカト云フト、海軍デハ大體ノ主義ト致シマシテ、成ベク印刷物ヲ部外ニ出シテ居リマス、例ヘバ印刷局ニ御願ヲスルトカ、或ハ普通ノ印刷工場ニヤッテ居リマスケレドモ、極メテ祕密ニ涉ル軍機ノ印刷物デ早ク印刷シナケレバナラヌト云フモノハ、ドウモ海軍省ノ中ニ印刷所ガアリマセヌト因リマスカラ、ソレガ爲ニ印刷所ヲ持ツタ次第デアリマスガ、其人數ハ今日デアリマスト十二人居リマス、十二人ノ傭員ノ職工ガ居リマス、工場其物ヲ艦政本部ニ移シマシテ、其仕事ハ今申上ゲマシタヤウニ極メテ祕密ニ涉ル書類ヲ印刷致シテ居ルノデアリマスガ、殊ニ軍器ヲ造リマスノハ宣誓制限ノ中ニ致シタノデアリマス、ソレカラ海軍技手養成所職工ノ御話ガゴザイマシタガ、是ハ今迄モ宣誓サセルコトニナツテ居リマス、海軍技手養成所ト申シマスト、大正八年三月ニ出來マシタ、詰リ部内ノ中ノ技工ニナリマス者ヲ、海軍ノ機關デ特別ニ養成シタ方ガ宜イト云フノデ、大正八年ニ技手養成所ガ出來マシタ、斯ウ云フ規則ガ出來マシテ此所デ養成致シマスモノハ職工ノ中カラ宣誓ヲシテ這

ス 入ル者ト、又技手養成所ニ這入ルト云
フ一般ノ志願者ノ中カラヤカマシイ試
験ヲ致シテ入レタ者ヲ、三年ノ教程デ
教ヘテ居リマス、決シテ職工ヲ強制シ
テ此學校ニ入レルト云フ立前ノモノデ
ハアリマセヌ、大正八年三月以來這入
テ居リマシテ、昨年暮ニ宣誓規則ヲ改
メテドウスウスルト云フ關係ニハナツ
テ居リマセヌ、是ダケ御答ヲ申上ゲマ

○藏園委員 大體御答ハ同一ダラウト
思ヒマスカラ、此以上軍部ニ對スル質
問ハ止シマス、ソレカラ組合法デモウ
一ツ御答ヲ願ツテ置キタイノハ、此合併
ト云フコトハ、矢張同種類ノ組合デナ
ケレバ許サヌノデアルカ、又ハ一旦組
合トシテ成立シテ居ルモノハ、此職業
若クハ產業ヲ異ニスル組合モ矢張合併
シテ差支ナインデアルカドウカ
○長岡政府委員 矢張第一條ノ規定ガ
其場合ニ出來テ居ルモノト解釋シテ居

○長岡政府委員 午前ノ御質問ニ御答
ヘ申上グマシタ通リニ、只今迄ノ吾々
ノ経験ニ依リマスルト、日本デ今迄起
リマシタ争議ハ、此産業上ノ問題以外
ノモノハゴザイマセヌデ、先程モ申
上グマシタヤウニ外國ニ例ノアルヤウ
ナ政治的ノ意味ヲ持ツ同盟罷業ト云
フヤウナ経験ハゴザイマセヌ、労働争
議ト申シマスコトヲ非常ニ狹義ニ解シ
マシテ、唯賃銀ノ値上、時間ノ短縮ト
云フヤウナコトニ致シマシテ、ソレ
以外ノ争議モゴザイマスガ、今迄起リ
マシタ争議ハ間接直接ニ労働條件ニ關
係ガアリマス、若シ社會事情ノ非常ナ
變遷ガゴザイマスレバ格別デゴザイマ
スガ、然ラザル以上ハ今後モ矢張争議ト
云フモノハ、廣義ノ所謂労働條件ニ關
係アルモノハミト云フヤウニ解釋シテ
居ル次第アリマス

デハナイカ、加奈陀ノ勞働爭議解決法ナドニ依ルト、當事者雙方ノ申請ヲ待フテ初メテ調停會ヲ開クト云フコトニナツテ居ルヤウニ思ハレマス、然ルニ本案ハ當事者一方ヨリ申請ガアッタトキハ、直ニ之ヲ開クト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、併シ唯茲ニ例外トシテ此第二項ニ於テ「前項ニ掲クル以外ノ事業ニ於テ勞働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者雙方ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得」斯ウ云フ法文ニナツテ居リマス、是ハ寧ロ例外ト原則ヲ全ク顛倒シタ感ジガ私共ニハスルノデアリマスガ、之ニ對スル政府ノ御意見ヲ先づ承リタイ

僅カノ労働者ニ對シテノミ一方ノ請求ニ依テ調停委員會ヲ開クコトガ當筈ルノデアリマスカラ、數ノ上カラ原則例外ヲ御著眼下サルト、只今ノ御意見ノ通りニ大部分ハ雙方ノ申出ニ依テ調停委員會ヲ開ク主義ニナリ、僅カ一割ニ足ラノモノニ對シテノミ例外トシテ一方ノ請求ニ依テ調停委員會ヲ開クコトニナフテ居リマス、其理由ハ本會議ノトキニ大臣カラ御答申上ゲマシタ、是等ノ事業ハ公衆ノ日常生活ニ直接關係アル仕事デ、之ニ依テ一般ノ市民——第三者ガ非常ニ生活上ノ脅威ヲ受ケルモノダケヲ選リ出シマシテ、是等ノモノハ特別ノ規定ヲ置イタト云フヤウナ意味ニ御諒承ヲ願ヒマスレバ、大體形式ハ別デアリマスガ、實質ニ於キマシテハ藏園君ノ御希望通り、原則例外ノ御考ガ當箱ルコトニ考ヘテ居リマス

ハ 説明書類ノ 提示ヲ 求ムルコトヲ得
斯ウアリマシテ二十條ニ「故ナク第十三條ニ規定スル出席説明又ハ 説明書類ノ 提示ヲ爲サザル者ハ五十圓以下ノ科料ニ處ス」斯ウ云フ規定ガ定メラレテアル、惟フニ行政廳ニ出頭ヲ命ゼラレテソレニ應ジナカツタ場合ニ於テ、此科料ニ處スルト云フ處罰ノ規定ハ、現今頗ル古キ時代ノ思想ニ屬スルモノデアフテ、現在ニ於キマシテハ段々之ヲ整理サレツ、アル状況デアル、然ルニ茲ニ最モ不思議ナ事ハ鈴木參與官ナドハ殊ニ能ク御感ジガアルト思ヒマスガ、裁判所ヨリ出頭ヲ命ズルコトデサヘモ、當事者本人ニ對シテ出頭ヲセザル場合ニ於テ、斯様ナル重キ罪ニ處スルト云フコトハ恐ラクハナイノデアリマス、當事者本人ニ出頭ヲ強制シテ之ニ應ゼザル場合ニ於テ、五十圓以下ノ科料ニ處スルト云フヤウナサウ云フ制裁ヲ加ヘタル立法例ヲ私ハ未ダ見ナイ次第デアリマス、ソレモ宜シイ、所ガ當事者雙方カラ申請シタモノデアルナラバ、ソレハ場合ニ依テハ忍ブベシトシマセウ、所ガ此調停法ノ第一條ニ於キマシテ、當事者ノ申請以外ニ「行政官廳ニ於テ必要アリト認メタルトキ亦同シ「斯ウ云フヤウニ調停委員會ヲ開設スル即チ強制的規定ガアルノデアリマス、當事者雙方ノ申請ガアツ、當事者ガ之ニ出頭ヲ命ゼラレタ場合ニ、出頭セザル場合ハ宜シク斯ノ如キ制裁規定ヲ設ケテ

置クコトモ宜イデゴザイマセウ、所ガ出頭ノ命ニ應ジナカツタト云ウテ、之ニ對シテ重大ナル制裁ヲ科スル、證人若クハ参考人ノ如キ者ニ對シテノコトデアルナラバ格別デアリマスケレドモ、當事者本人ノ出頭ニ斯ノ如キ強制的規定ヲ設ケ、且ツ斯ノ如キ重キ處罰ヲ求メルト云フコトハ空前ノ事例デナイカト思ヒマス、併シ搜シタナラバ他ニモアルカモ知レヌガ、先ヅソレヲ伺ッテカラ更ニ次ノ質問ニ移リタイト思ヒマス○長岡政府委員 第一ノ御質問ハ結果ヲ強制シナイカト云フ御質問デモアッタヤウニ伺ヒマシタガ、何故ニ此結果ヲ強制シナイカトニモ觸レテ居ツタヤウニ伺ヒマシタガ、此問題ニハ御答致シマセヌ、結果モ強制シナイ者ニ何故ニ當事者ニ出頭ノ義務ヲ強制シタカトト、調停委員會ニ於キマシテ罷業ノ或ル部分ハ解決ガ著クト云フ考ヲ持ッテ居リマスガ、此調停委員會ヲ開クコトガイケナイ、公益事業ニ付テ強制的ニ調停委員會ヲ開クコトガ宜シクナイト云フ御意見デアリマスレバ、是ハ自ラ意見ノ相違ニナリマスケレドモ、公衆ノ日常生活ノ保護ノ爲ニ、或ル種ノ

事業ニ從事スル労働者ノ同盟罷業ニ於テ、調停委員會ヲ開催スルコトヲ決メタ以上ハ、之ニ對シテ後ノ手續ヲ規定スルノハ已ムヲ得ナイコトデアリマシテ、委員會ヲ開イタガ當事者ガ出テ來ナイ、出テ來テモ誠意ノナイ事バカリナイ、出テ來テモ誠意ノナイコトデアリマシテ、虚偽ノ陳述スルト云フノデハ、折角委員會ヲ開キマシテモ何ノ役ニ立チマセヌカラ、既ニ調停委員會開催ヲ強制セラレタ以上ハ、當事者ノ出頭ヲ命ジ、又虛偽ノ陳述ヲ爲ス者ニ對シテ相當ノ制裁ヲ加ヘルノハ已ムヲ得ヌコトヲ考ヘマス、勿論唯官廳自體ノ都合ニ依リ、行政官廳ニ出頭シナイ故ヲ以テ重キ罰ヲ加ヘルコトハ、藏園君ノ御意見ノヤウニ稍官僚的時代後レノ感ガアリマスガ、是ハ行政官廳ニ出頭ヲ命ジテ居ルノデハナク、調停委員會ニ出頭ヲ命ジテ居ルノデアリマシテ、之ニ對シテ斯カル制裁ヲ置クコトハ、單リ日本ノミナラズ——敢テ外國ノ立法例ヲ模倣スル必要ハナイト言ヘバソレマデハアリマスガ、外國ノ立法例ヲ見テモ當事者ノ不出頭、虛偽ノ陳述等ニ對シテハ、相當ノ制裁ヲ加ヘテ居リマス、右ニテ御諒承ヲ願ヒマス

ラ單ニ調停委員會ニ出頭ヲ命ズル場合ニ、即チ本法ノ如キ何等裁判權ノ伴ハナイ、司法權ノ伴ハナイ調停委員會ニ出頭ヲ命ズル、而モ第三者ニ非ズシテ證人トカ参考人トカ云フ即チ國家ノ義務ニ服從セナケレバナラヌト云フ意味合ノ場合ナラバ格別デアルケレドモ、當事者本人ハ自由デス、訴訟法ニ於テモ當事者本人ノ出頭ハ自由デス、其訴訟ノ利害關係ヲ有スル者ハ虛偽ヲ言ウテモ宜イ、虛偽ニモ責任ガナイノデス、司法權ニ於テ裁カレル場合デスラモ、當事者本人ノ出頭ヲ強ユルコトニ付テサウ重イ規定ハナイ、又當事者本人ノ虛偽ヲ罰スルコトハ司法規定ニ於テ、ナイコトデアリマス、峻嚴ナル司法規定ニ屬スル場合ニ非ズシテ、當事者相方ノ會話ニ依テ平和ヲ望ム規定ニ於テ、斯ル峻嚴ナル規定ガアルコトハ甚ダ撞著セルモノデハナイカト考ヘテ居リマス、而シテ本法ハ屢申ス通リニ何ノ爲ニ強制調停ノ手續ヲ執ルコトニナシタノデアルカ、即チ行政官廳が必要アル場合ニハ又同ジト云フノデ以テ、丁度當事者間ノ労働者、雇傭者ノ爭議ガ火ノ手ヲ揚ゲテ最モ盛ナル場合ニ於テ、直ぐ行政官廳が必要アリトシテ、局外者カラ見テ之ニ呼出ヲ掛ケルコトニナレバ、茲ニ水ヲ差サレルト同ジ事デアル、折角當事者本人ニ於テ漸ク争議酣ニシテ問題解決ノ緒ニ就イタ場合ニ於テ、突如トシテ第三者タル而モ素人ノ行政

官廳ガ之ニ呼出ヲ掛ケルト云フ行政官廳ノ職權開始ト云フコトハ、甚シキ時貴方ノ仰シヤル通り、第一項カラ第五項マデ書イタ公益ニ關スルト云フ場合ニ極ク限定サレテ居ツタモノナラバ宜シイ、ソレナラマダ一理アノマスガ、一般ニ對シテ強制調停ノ方法ヲ執ルコトハ調停法ヲ設ケラレタル精神ニ少クトモノ相反シテ居ルト私ハ考ヘルノデアリマス、而モ此條文ニハ「行政官廳ハ當事者ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルヨトヲ得、當事者ノ請求ナキ場合ト雖行政官廳ニ於テ必要アリト認メタルトキ亦同シ」ト書イテアリマスガ、斯ウ云フ場合ハ斯ウ書クノガ普通デアル「勞働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得」所ガ是ハ表ニ任意調停ノ看板ヲ掲ゲテ、裏ニ廻ツテ直ニ狗肉ヲ賣テ居ルト云フ洵ニ狡イヤリ方、併シ貴方ガタカラ言ヘバ巧ミナヤリ方、斯ウナルノデス、ダカラ行政官廳ガ本當ニヤル積リナラバ當事者又ハ行政官廳ノ請求ニ依リト御書キニナルノガ宜クバナイカ、之ニ付テ何カ言ヒ分ガアリマスレバ承リタイ

狡イト云フコトハ毛頭ナイ積リデ、サ
ウ云フ駆引ハ致サナカッタ積リデアリ
マスガ、只今ノ御質問中ニ公衆ノ日當
生活ヲ脅カスヤウナモノニ對シテハ、
當事者ノ呼出シハ先ヅ已ムヲ得マイ、
是ダケハ御同意ノ御言葉ガアリマシテ
非常ニ安心シマシタガ、ソレ以外ニ任
意調停ノ場合モ、當事者ノ喚出強制
ト云フヤウナコトハ酷イヂヤナイカ、
任意調停ノ場合ニ於ケル御叱言ノヤウ
ニ拜承致シマシタガ、任意調停ノ場合
ニ於キマシテハ、苟モ雇傭者側労働者
側デ主ニ調停ニ依テ罷業若クハ勞働筆
議ヲ解決シタイト申出シテ、兩方任意
デ調停委員會ヲ開カウト云フコトヲ由
出シテ居リナガラ、愈委員會ヲ開クト
駆引ヲシテ誰モ出テ來スト云フコト
デアリマスト、何等ノ效力モナイコト
ニナリマスカラ、雙方デ委員會ヲ開キ
タイト云フコトヲ申出シテ來タ以ト
ハ、出頭ノ義務ヲ負ハスルト云フコト
モ已ムヲ得ヌコトデ、前段ヲ御贊成下
サイマシタヤウニ、後段モ併セテ御諒
承ヲ願ヒマシタナラバ、非常ニ仕合ト
存ジマス

法ト云フヤウナモノ、如ク、何故ニ司法調停ニ之ヲ移サヌノデアルカ、此勞働爭議ニ關スルモノダケヲ獨リ強制調停ニシテ、サウシテ爭議ニ水ヲ差スヤウナコトヲスルト云フヤウナヤリ方ハ、其餘リ結構ナヤリ方デハナイト思フガ、司法調停トカ若クハ調査會等ニ付テ、何等力考慮セラレタコトガアルカ、其況ニ適スルトデモ御考ヘニナタツノデアルカ、之ヲ伺ヒタイ

○長岡政府委員 藏園君ハ此調停ノ結果何ノ效力モナイ、效果モナイト云フコトヲ御力説ニナリマシタガ、當局者ハ必シモサウ信ジテ居リマセヌ、從來ノ爭議ノ經驗ニ依リマスト、爭議ノ初メノ要點、即チ賃銀問題トカ、其他ノ要求ト云フヤウナ冷靜ナ問題ハ、多ク爭議ノ進行ト共ニ棚ノ上ニ上グラレテシマヒマシテ、感情ガ亢奮シマス結果、唯勝ツカ負ケルカ、戰フト云フヤウナ狀態ニナリマスカラ、其結果或ハ忌ハシイ事件モ惹起スルコトモアルノデゴザイマス、外國ニ於キマシテモ此調停ノ效果ニ法律上ノ問題ヲ結付ケマセヌデモ、矢張此調停ニ依テ同盟罷業ノ勃發マスト殘念ナガラ多少亢奮スルト云フ性質モアリマスノデ、從來爭議ガ圓満ニ解決シテ居ルト云フ場合ニハ、多ク當事者雙方デ角力ヲ取ルト云フコトデ

ナシニ、其間ニ矢張何人カガ仲裁ニ
入リマシテ、知事ガ仲裁ヲシタトカ云フヤウニ、行
司ガ這入リマシテ初メテ雙方圓満ナ解
決ヲ見ル、無理ナ要求或ハ無理ナ拒絕
デアルト云フヤウナトキニハ何トモ致
方ゴザイマセヌガ、雙方ノ感情ノ行違
ガアリ、或ハ少クトモ雙方ニ誤解ガア
ルト云フヤウナ場合ニハ、圓卓ノ周圍
ニ膝ヲ交ヘマシテ、會社ノ經濟狀態モ
説明シ、労働者ノ生活狀態モ説明シ、大
體雙方無理ノナイ所ニ導イテ參リマシ
タナラバ、外國ノ例ノ如ク私ハ恐ラク
ハ之ニ依テ同盟能業ノ勃發ヲ防ギ、尙
ホ又少クモ同盟能業ノ日數ヲ少クスル
ト云フヤウナ效果ハ必ズアルモノト信
ジテ居リマス、司法調停ノ御話デゴザ
イマシタガ、是ハ小作調停法ト違ヒマ
シテ、小作爭議ニ於キマシテハ多ク過
去ノ小作條件ヲ履行スルコト、若クハ
之ヲ變更スルト云フヤウナ法律問題ニ
觸レテ居リマスノト、又是ハ事件ガ頗
ル單純デゴザイマスガ、労働爭議ニ付
キマシテハ事件ガ千差萬別デアリマス
ノト、早ク之ヲ解決セナケレバナラヌ
ト云フノト、尙ホ又法律問題デナクシ
テ多ク事實上ノ争ガ多イノデゴザイマ
スカラ、是ハ雙方ノ互讓ト云フコトニ
依リマシテ解決ヲ付ケルコトガ至當デ
アリマシテ、小作調停法ニ於ケル如ク
長イ期間掛カッテ裁判所デ之ヲ判決ス

ルト云フコト、ハ全ク體様ヲ異ニシテ居ルト考ヘマシタガ故ニ、之ニ付キシテハ裁判所ヲ煩サナイト云フコトニ致シタ次第デゴザイマス
○藏園委員 サウ云フコトナラバ第
三者ノ調停ニ依ルト云フナラバ、是ハ
親分ニ委シテ置イタラ宜イト思フ、今
マデ日本ニ於テハ所謂親分ガ總テ斯ウ
云フ問題ニ這入ツテ、サウシテ上ノ御厄
介ニナラズシテ大概始末ヲ付ケテ居ル
筈デアル、サウ云フ譯デアリマスカラ
ソンナ素人ノ——是ハドウナサルカ
知ラヌガ知事ガ干興ナサルノカ、大臣
ガ調停委員長ニデモナラル、ノカ知ラ
ヌガ、兎ニ角サウ云フコトハ大シタモ
ノデヤナイト思フ、マアソレハ聽キ置
キマシセウ、次ニハ調停委員會ノ構成、
調停委員會ト云フノハ是ハ又ムヅカシ
イモノデス、是ハドウナルカト云フト、規
定ノ表カラ見レバ非常ニ公平デアツテ、
實際ニ於テハ出來ヌコトヲ強ヒテ居ル
コトニナル、調停委員會ハ九人ノ委員
ヲ以テ之ヲ組織ス委員ノ中六人ハ勞働
爭議ノ當事者ヲシテ各同數ヲ選定セシ
メ他ノ三人ハ當事者ノ選定シタル委員
ヲシテ爭議ニ直接利害關係ヲ有セサル
者ニ就キ選定セシメ行政官廳之ヲ囑託
ス、ソユデ三人ト三人ハ同數デ双方カラ
出ル、アトノ中一人宛ハ選定ガ出来ル
ガ、最後ノ一人ト云フモノガ非常ナ紛
擾ノ種ニナルモノデハナイカト思フ、
是ハ一寸官僚式ノ方ヲ私ハ贊成スルガ、

寧ロアトノ三人ハ行政官廳之ヲ囑託ス
ト云ッタヤウナ風ニ三人宛出スト云フ事
ガ、却テ調停委員會ノ構成ヲ迅速ナラ
シメ、公平ナラシメ平和ナラシメル基
デハナイカト思フ、此構成ハ公平ノヤ
ウデアツテ七面倒クサイ仕事デアリマス
ガ、何カ斯ウシナケレバナラヌト云フ事
理由ガアリマスカ

○長岡政府委員 只今御讀上ニナリマ
シタ條文ニ依リマシテ、前段ノ御質問
ヲ御了解ト考ヘマス、知事が委員長ニ
ナルノカ、内務大臣ガ委員長ニナルノカ、委
員長ハ當事者カラ選舉スルコトニナシ
テ居リマス（藏園委員「ソレハ附タリデ
ス、構成ダケヲ御話下サイ」と呼フ）其
問題ニ付キマシテハ過日鈴木參與官カ
ラ清瀬君ニ御答致シタト記憶シテ居リ
マスガ、大體ニ於キマシテ勞資ノ間ニ
立ダテ雙方適任デアルト云フヤウナ人
ヲ見付ケルコトハ困難ハナカラウ、筆
議ニ關係ノナイ公平ナル第三者デアリ
マス、何レノ肩モ持タヌト云フヤウナ
人ヲ選擇スルコトハ事實上不可能デハナ
カラウ、鈴木參與官ハ世人ノ名前マデ御
示シニナリマシタガ、各地斯ウ云フ事ニ
御堪能デ、非常ニ兩方ノ信賴ヲ受ケテ
居ラレル方ハ可ナリアルノデアリマス、
イソノ行政官廳ガ任命シタラ宜カラウト
云フヤウナ御希望ガゴザイマシタガ、

其事ハ後ニ書イテアルノデアリマシテ、一定ノ期間ノ間ニ中立ノ委員三名ヲ選舉出來ナカツタ場合ニハ、藏園君希望ノ通り行政官廳ガ三名ヲ任命スルコトニナツテ居ルノデゴザイマス。

○藏園委員 ソレハ非常ナ紛擾ノ結果、要スルニサウ云フ事ニナルノデアッテ、最後ノ救濟策デアル、サウ云フ事ヲ初メカラ救濟策マデ考ヘテ居ル位ナラバ、モット良イ方法ガアリサウナモノト思フノデス、ソレカラ強制調査委員會ト云フモノハ、今一寸長岡長官ガ御話ニナツタガ、其調停委員會ト云フモノハ是ハ又不思議ナモノデ、委員ノ選定ガ出來タトスレバ九人ガ茲ニ召集サレマス、サウシテ何處ニ出ルノカ知ラヌガ、行政官廳ノ何處カニ出ルノデアリマセウ、サウシテ委員ダケデ御相談ヲナサイト云フ譯ニナツテ來ル、召集ハ行政官廳ガ召集シテ之ヲ開會スル、サウシテ調停ノ方法ハ全ク指揮官——指導者ト云フモノナクシテ、全ク選定セラレタ委員ノミガ出テ相談スルト云フ、是ハ洵ニ自由ナ事デ宜シイデセウ、所ガ九人ノ委員ノ中カラ議長ガ一人出ル、其議長ガ出タアトハ同數デアリマス、此場合ニ於テ私ガ御聽キシテ置力ナケレバナラヌ事ハ、本會議デモ私ハ質問シマシタガ、ソレハ實際ノ問題トシテハ斯ウナルノデス、議長ガ一人デアト八名ト云フモノハ四名宛同數デアル、ソコデ是ガ議長ハ委員トシテ一票

ノ投票權ヲ持ツテ居ルノデアルカ、又ノ
議長ハ最後ノ可否同數ノ場合ノ決定權
ダケヲ與ヘルノデアリマスカ、コゝガ
實際問題トシテハ大變ムヅカシイ問題
デアル、長官モ御承知ノ通リ地方ノ經
會其他ニ於テハ斯ウ云フ問題ガ起シ
居ルデセウ、議長ハ投票スルコトハ
來ナイト云フ問題ト、イヤ議長ハ一票
ヲ投ズルコトハ差支ナイ、採決ニ加
ルコトハ差支ナイ、サウシテ可否同數
ノ場合ニハ更ニ議長ノ決定權ガアルノ
ダ、斯ウ云フ事ハ、行政裁判所ト内務省
トノ見解ガ始終違フテ居リマスガ、議長
モ委員ノ一人デアル以上ハ、矢張投票
權ヲ持ツコトハ明カダラウト思フ、既
ガ世間一般ニ於テハ議長ガ出タ方が
——丁度貴族院ノ協議會ノヤウニ、議
長ノ出タ方ガ負ケダト解釋シテ居ル
是ガ大變ニ危惧心ヲ懷ク本デアル、此
點ニ付テハ地方ニ於テ年中行政裁判所
ト内務省トノ争ヒニナクテ居ルコトハ
御承知デセウ、サウシテ見マスト茲ニ
出タ議長ガ委員トシテ一票ヲ投ズル權
能ハ御認ニナルカ、ナラヌカ、先づ其點
ヲ伺ツテ置キマス

ルヤウナ心配ガ又出テ來ル、ソレガ本則デセウ、私モ其通り解釋スル、所ガ卅間デハサウデナイ、議長ヲ出シタ方ガ負ケダ、貴衆兩院ノ協議會ハ議長ヲ出シタ方ガ負ケニナル、是ハ特別ノ申合ガアッテ、議長ハ投票權ナシトナッテ居ルカラサウナッテ居ルノデアル普通ノ場合ニハサウアルベキ筈デアル、ソヨデ私ハ尙ホ此議長ニ決定權ヲ與ヘルト云フ事ガ抑モ策ノ得タルモノデアルカ、ドウカト云フ問題ニ入りタイ、ソレハ本會議デ申シタ通り、一體調停委員會ト云フモノハ多數デ決シタ所ガ何等ノ效能ノナイモノデアル、然ルニ議長ニ決定權ヲ與ヘタナラバ、唯多數デ勝トカ負トカ云フ勝敗ヲ決スルダケデアッテ、效果ハ何ニモナイ、サウスルト茲ニ勝負ヲ委員會デ正式ニ決スルト云フコトハ、寧ロ感情ヲ害シ却テ爭議ヲシテ紛争ヲ盛ナラシメル基デハナイカト思フ、ソレデ議長ニ決定權ノ無イト云フ立法例ハ澤山アル、寧ロ多イデセウ、サウシテ見ルト獨リ本法ニ於テ、多數ニナラウガナルマイガ何等ノ效ノナイ、是ダケノモノニ對シテ決定權ヲ與ヘテ、サウシテ勝敗ノ數ヲ明カニスルト云フコトハ害アッテ益ナキコトデアル、況ヤ他ノ立法例ニハ議長ニ決定權ナシ、之ニ對シテハ何カ餘程御確信ノ體ノ通則トシテ決定權ガアルカラシ

テ、之ニ決定權ヲ與ヘルガ宜シト云フ
ヤウナ一般ノ通則ニ基イテノ御答辯デ
アリマシタガ、長官ハ之ニ對シテ何カ
非常ナル御確信デモアツテナサッタ仕事
デアリマスカドウデスカ、ソレヲ御伺
ヒ致シマス

コトニナフテ居リマスカラ、不幸ニシテ
會議ノ結果調停ガ出來マセヌデモ、先
ヅ之ニ依テ調停案ト云フモノガ出來マ
レバ、是ガ力強イ爭議解決ノ案ニナ
ルト云フコトヲ信ジテ居ル次第デアリ
マス

○藏園委員 次ニ御尋シタインハ調停
委員會ノ第十二條ノ「調停委員會ノ議
事ハ之ヲ公開セス、行政官廳ハ調停委
員會ノ承認ヲ得テ當該官吏ヲシテ會議
ニ臨席セシムルコトヲ得」斯ウ云フ規
定ガアリマス、此當該官吏ト云フモノ
ハ、一體是ハ主務官廳トハ誰カト云フ
コトニ對シテ、内務省ダト云フ御答デ
アリマシタガ、此當該官吏ト云フモノ
ハ一體政府ハ當該官吏ト云フモノヲ御
造リニナル御考デアリマスカ、即チ小
作爭議ニ於テ小作調停官ヲ拵ヘタヤウ
ニ、此勞働調停官ト云ッタヤウナモノヲ
御拵ヘニナルノデアリマスカ、若クハ
今ノ行政組織ノ上ニ於テ、警察部長ナ
リ何ナリヲバ臨席セシムル御考デアリ
マスカ、又此當該官吏ヲ臨席サセルト
云フコトハ、是ハ承諾ヲ得テト書イテ
アリマスケレドモ、承諾ヲ無理ニ強ヒ
タナラバ、承認ヲ得テトアリマスケレ
ドモ、此承認ニ付テモ或ハ強制的ノ場
合ガ出テ來ヌトモ限リマセヌシ、憲兵
ヤ警察官吏ヲ臨席セシムルヤウナコト
ドモ、其點ハ之ヲ明確ニシテ置キマセ
ヌト云フト、何ガ當該官吏デアルカ殆

ド分ラヌ者ヲ置イテ、サウシテ憲兵ヤ
警察官吏ヲ闖入サセル——闖入デモナ
イガ臨席セシムルト云フヤウナコトハ
毛頭アラウトハ心得テ居リマセヌガ、
又場合ニ依テハト云フ御考デモアリマ
スカ、此當該官吏ト云フコトニ付テ御
説明ヲ仰頼ヒ致シマス

○長岡政府委員　此行政官廳ト云フ問題ハ、午前ノ御質問ノ場合ト多少條文ニ於テモ違ツテ居リマス、解散權ノ場合ハ主務大臣ト云フコトヲ申上ゲマシタケレドモ、此場合ニ於テハ地方的ノ筆議ハ一切知事ヲシテ當ラセル積リニナシテ居リマス、又非常ナ影響ノ多イ筆議ニ付キマシテハ、内務大臣ガ行政官ト云フコトニナルコトモアリマス、隨ヒマシテ當該官吏ト云フコトハ調停事務ノ擔當ノ官吏デアリマシテ、憲兵ナドヨリ之ニ闖入サセルヤウナ意思ハ毛頭アリマセヌ、又是ハ承認ヲ得テト云フコトガアリマスカラ、強制シテ承認ヲ求メルト云フ言葉モゴザイマシタケレドモ、今日ノ官吏ハ當事者ガ承認ヲシナシイ場合ニ無理ニ這入ツテ行クヤウナ、サウ云フエライ権力ヲ持ツテ居リマセヌ、先づ其點ハ御安心下サイ

○藏園委員 ソレニ關聯シテ御聽キ致シテ置キタイノハ、内務省ハ數日前ニ大藏省ニ向クテ追加豫算ノ要求ヲセラレタカノ如キ雲行ガアリマスガ、此七月一日カラ愈此調停法ヲ實施スルニ當ツテ、今年度ノ追加豫算ヲドノ位御要求ニナツタカ、モウ御話シ下スツテモ宜イダラウト思フ、ソレカラ又此調停委員會開設ノ場所ハ他ノモノト違ツテ、六大城市トカ何トカ云フノデナクシテ、各府縣ニ是ハ御置キニナル積リデアルカ、若クハ労働爭議ノ餘計起ル地方ニ先ヅ試ミニ置クト云フヤウナ御考デアリマスカ、ソレヲ御伺シタイ、ソレカラ尙ホ御聽キシタイノハ労働爭議ノ調停ヲ申請スル數ト云フモノヲ凡ソドノ位ニ御覽ニナツテ居ルカ、又ハ労働爭議中ノ何歩位ガ此爭議ノ調停ヲ申請スルモノト大凡御見當ニナツテ居ルカドウカ、之ヲ一ツ御伺ヒ致シマス

○長岡政府委員 豫算ノ問題ハ實ハ是ハ政府ノ内部ノコトデアリマシテ、私カラ申上ゲテ善イモノヤラ惡イモノヤラ存ジマセヌガ、モウ藏園君ハ御聞キニナツテ居リマスカラ隠シテモ仕方ナイノデ、赤裸々ニ申上ゲマスレバ、大藏省ニ追加豫算ヲ請求シタノハ事實デアリマス、併シ其額其他ニ付キマシテハマダ大藏省ト折衝中デアリマシテ、大

歲省デ之ヲ認メルカ、又此法案ノ運命
ガ如何ニ相成ルト云フヤウナコトモ考
慮シナケレバナリマセヌカラ、金額ノ
問題、又此追加豫算ヲ出スカ出サヌカ
ト云フコトハ、後日若シ御審議ヲ願フ
是ハ労働爭議ノ少イ場所ニハ格別官吏
ヲ配置シマセヌデモ、今ノ所此事務ハ
執レル見込デアリマスガ、非常ニ爭議
ノ多イ地方ニハ増員致シタイ考ヲ持ツ
テ居リマス、併ナガラ場所ハ大體府縣
廳ガ此爭議ヲ扱ヒマスケレドモ、調停
委員會開催ノ場所ハ敢テ府縣廳構内ト
限ツタ譯デアリマセヌ、最寄々々ノ便宜
ノ場所、例ヘバ福岡デアリマスレバ、大
牟田ニ争議ガ起リマスレバ、便宜大牟
田ノ市役所ヲ借受ケテ、最モ當事者ノ
出頭ニ便宜ナ所デ開クト云フヤリ方デ
致シタイト考ヘテ居リマス

隨分是ハ弊害ガアツタ見エテ、大分規定サレテ居ルモノガアルト思ヒマスガ、全ク之ニ對シテハ何等考慮ヲ爲サル必要ハアリマセヌカ、能ク言フコトデアツテ、爭議團ノ幹部ガ資本家ニ買收サレタカ、或ハ非常ニ安價ナ妥協ヲ遂ゲタカ、又資本家ガ場合ニ依テハ親方式ノ者ニ一種ノ賄賂的行爲ヲ爲シテ、サウシテ此爭議ト云フモノガ聞カラ聞ニ葬ラレルト云フ場合ガアルコトハ、神聖ナル爭議ヲシテ全ク無意味ニ終ハラシメルヤウナコトガアリハシナイカ、又之ニ付テ何カ御考慮ガアリマスカ、又ハ全ク無考慮デ過シテ居ル次第デゴザイマスカ

○長岡政府委員 賄賂ノ問題ハ外國ノ

立法例ニモ多少サウ云フ規定ヲ置イタルノ者アルヤウデアリマスガ、此選出サレマシタ委員ハ、刑法ノ公務員ト云フコトガ出來ヤウト思ヒマスノデ、公務員ノ規定ガ當籍ルト思ヒマス、委員デナイ即チ調停委員ニ任命サレナカッタ者ニ對シテハ、刑法ノ背任罪ノ規定デ行ク外處罰ノ方法ガナイト思ヒマス

○藏園委員 最後ニ御尋スルコトハ、

是ハ實際問題トシテ斯ウ云フコトガ起ルノデアリマス、訴訟ニシロ調停ニシテ争議ヲ申請シタ者ダケガ當事者トスウ決定スレバ、餘リ問題ハ起ルマイト思フ、所ガ此當事者ノ氏名ヲ今御發表

ニナツ居リマスルガ、一爭議ニ於ケル

當事者ガ唯一定シタモノトスウ見レバ、

ガ、爭議團ニ付テハ恐ラクハ幹部ガ何處ニ所在ガアルカト云フコトハ、爭議ヲ現ニ提出シテ居ル人ダケヲ幹部ト見

レバ敢テナイノデアリマスガ、ソレガ幹部ノ所在ガ移動ガアツテ、サウシテ左傾或ハ右傾シタ場合ニ、爭議ニ付テ、或場合ニ於テソンナ生温イ調停ナゾニ拘束サレルコトハ嫌ヤダト云フノデ、此

マスガ、本法ニハ取下ニ關スル規定ガ

毛頭アリマセヌ、尤モ西洋ナゾト違フテ、サウ權利ノ擁護ト云フモノデモナイノデアリマスカラ、取下サレテモ仕方ガナイ場合ガアリマスガ、折角調停ヲ進メテ居ル場合ニ於テ、横合カラ來テ我ガ當事者ナリト云フ者ガアツテ、ソレガ云フ如ナ結果ヲ來スモノト思ヒマスガ、

云フコトヲ駄目ヲ押シテ置キタイ

○長岡政府委員 了承致シマシタ

○原惣(委員) ソレデハ先づ根本的ノ

立テ方ニ付テ伺ヒマスガ、是ハ一ツノ前提デアリマスカラ、鈴木政務官ガ非常ニ御寂サウデアリマスカラ、先づ鈴木政務官ニ伺ヒマス、私ハ此度ノ労働組合法ノ立法ニ付テ如何ナル法律デモ、其根柢ノ其主義ガ明カニナツテ居ラナケレバナラヌ、例ヘバ民事訟訴法ヲ草案スルニシテモ、刑法ヲ草案スルニシテ

テ法文ノ規定ハアリマセヌガ、取下ヲ認メル積リデアリマス

○原(惣)委員 私ハ先づ前提ニニツバ

カリ御聽キ申シタイト思ヒマス、長岡政委員ハ之ヲ雇傭契約ノ問題ノ一ツノ

例デ、労働者ノ委員ト云フモノハ全ク雇傭關係ノモノヲ主トシテ云フ言葉ニ付テ政府委員ノ一言一句吐カレル所ノ責任ノ下ニ組合法ガ出來上フタ、後ノ解説ニ重大ナ關係ヲ持ツノデアリマス、斯ノ如キ解釋ハ立法者ノ意思デナクテ、立法ノ精神デヤラナケレバナラヌト云フコトデアリマスガ、少クモ立法者ノ意思ト云フモノガハキリシテ居リマセヌガ、過去ニ於ケル御答辯モ亦今後ノ労働組合ノ解釋ニ重大ナル關係ガ——將來御尋スルニ付テ重大ナル關係ヲ持ツテ居リマスガ、立法ノ精神トシテ何處迄モ其御責任ヲ御果シ下サル所ノ一言一句責任アル答辯デアラレルト

○長岡政府委員 了承致シマシタ

○原惣(委員) ソレハ労働組合法ト云フモノガ茲ニ在リマスレバ、其後ノ解釋ハ公平ナ立場デ立論シナケレバナラヌ、又判断シナケレバナラヌノデアリマスガ、此労働組合法ナルモノハ労働者擁護ノ上カラ立案シテ居ルノカ、或ハ資本家擁護ノ上カラ立ツテ居ルノカ、即チ其根本ノ立法精神ノ立テ方ガ何レニ立ツテ居ルノデアルカト云フコトヲ御尋致シタ

○鈴木政府委員 只今原サンカラ名指

ノ御質問ガゴザイマシタカラ御答致シ

マス、只今ノハ此法律ノ根本ニ觸レタ

重要ナル問題デアリマスガ、實ハ今日迄ニ斷片的ノ御答ハ致シタ積リデゴザイマスガ、此法律ノ根柢ハ現在アル勞

働組合ヲ公認シテ、之ニ所謂據ルベキ基準ヲ與ヘテ、運動ヲ秩序的ナラシム

ルト云フコトニ 在ルノデアリマス、一體資本家擁護ノ爲デアルカ、或ハ勞働者擁護ノ爲デアルカト云フ御質問ニ對シテハ、是ハ何ト御答シテ宜シイカ、適切ナル言葉ハゴザイマセヌガ、是ハ結局勞働者ヲ基本トスル法律ノ立前ニナルノデゴザイマス、併ナガラサウ云フ趣旨ノ立法デアリマシテモ、法文ノ上ニ於キマシテハ、勞働者ヲ保護スルヤウナ條文バカリデナク、或ハ之ニ定義的ノ規定モ必要デアリマセウシ、又之ヲ監督スルト申シマスカ、取締ルト申シマスカ、少シ言葉ハ不穩當デアリマスガ、サウ云フ趣旨ノ條文モ必要ニナッテ來ル次第ニアリマス、資本家擁護ノ爲ノ勞働組合ト云フモノハアルベキモノデハナカラウト考ヘテ居リマス○原(惣)委員 今度御質問致シタイノハ、第十九條ノ解散ト云フコトニ付テデアリマス、之ニハ「勞働組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得」トアリマス、是迄法人トハ認メナカッタモノ、中ニモ、事實上ハ認メルト云フヤウナ政府委員ノ言葉ガ始終アリマシタガ、認メルモ認メナイモナイ、現實ニ在ルモノヲ認メナイト言ウタ所デ、私ハ意味ヲ成サナイト思フ、此十九條ノ組合ノ解散ノ問題デアリマスガ、是ハ御認ニナツタ法人ダケヲ指スノデアリマスカ、或ハ所謂今迄事實上御認ニナツタ組合ヲ指スノカ、ソレトモ兩方御適用爲サルノデスカ

○鈴木政府委員 是ハ長岡長官カラモ斯ウ云フヤウナコトニスルノハ、所謂解散權ヲ二ツ持コトニナリハセヌカ、

一寸御答致シタヤウデゴザイマスガ、官廳ガ任意ニ、勞働組合ヲ勝手ニ決メ再度ノ御質問デスカラ私カラモ御答致シマス、之ヲ一言ニシテ要約シマスレ合ノ法人格ノ否認ト云フコトニシテ要約シマスレバ、此十九條ノ解散ト云フノハ、勞働組合ノ法人格ヲ否認スル事由也、即チ此組合法ニ依ルハナイカ、事實上アルモノナラバ致方ガナイデハナイカト云フ御意見ハ、是ハ如何ニモ御尤ト思ヒマスガ、此十

九條ノ趣旨ハサウ云フコトデアリマスガ、シマシテ此組合法ノ第十九條ノ解散トシテ存續スルト云フコトハ、是ハ別箇ノ關係ニナリマスノデ、此意味ニ於キマシテ此組合法ノ第十九條ノ解散ハ、治安警察法第八條ノ解散トハ趣意ガ違フノデアリマス○原(惣)委員 尚ホ御尋致シマスガ、從來資本家ニ工合ノ好イヤウナ組合ハドンヽ認メタガ、例へバ日本勞働聯合評議會ト云フヤウナ組合ハ認メナイト思ヒマス、サウシマスト資本家ニ工合ノ好イ組合ハ此規定ニ依テ解散シ、其シ過ギテ居ルト云フ御非難モ被フテ居シテ居リマセヌ、ノミナラズ或ル方面力ラハ今ノ社會局ト云フモノハ少シ左傾無イヤウニ、偏頗ナ所置ヲ致ス考ハ持

○原(惣)委員 長岡政府委員ニ御尋致シマスガ、先刻蜜柑ヲ食ハウガ、酒ヲ飲ニナカラウト思フテ居ルノデアリマス、ノ只今ノ御心配ニナルヤウナコトハシマスガ、此組合法ノ趣旨ハ何處ニ在ルノデアリマスカ、從來存在セル題ニ付テ御話ガアリマシタガ、蜜柑ヲ食ハウト酒ヲ飲マウトモ御勝手ダト云フコトハ、事實問題トシテハ宜シイガ、所謂組合ト云フモノヲ事實上ハ認メテルトカ、購買組合デアルトカ、或ハ劇場ヲ持コトカ、色ニナモノガアリマスガ、劇場マデ行カナクテモ、其位ノ購買信用組合及ビ銀行ト云フヤウナモノハ、其目的ノ範圍内ニ於テ營業能力ノ有ルコトハ當然デアリマスガ、果シテ此當然デアル——歐米ニ於テハ皆銀行デアルトカ、購買組合デアルトカ、或ハ劇場ノデアリマスカ、ソレヲ御尋シタイト私ハ思ヒマスガ、其點ニ付テハドウ云フ御考デアリマスカ

○長岡政府委員 試利事業ハ含マナイ

ト云フ解釋テアリマス
○原(惣)委員 サウ致シマスト此共同利益ノ保護増進ヲ目的トシト云フ第二項ノ所謂目的ノ範圍ト云フモノハ、ドウ云フモノヲ指スノデアリマセウカ
○長岡政府委員 一例ヲ申シマスト、組會員ノ家族ニ對スル病氣見舞會ノ支出ノ如キ、講演會ヲ開キ、講習會ヲ開キ、機關紙ヲ發行スルガ如キコトハ勿論、其他共濟修養等ニ類スル事項デ、組合員ノ共同利益ヲ保護増進スベキモノハ、總テ本法ノ規定ノ範圍内ト心得テ居リマス
○原(惣)委員 ソレデハ例ヘバ斯ウ云フ場合ハ如何デスカ、此労働條件ノ維持改善ト云フコトノ労働運動ノ起ルコトハ、常ニ私ハ必然的ニ政治運動ヲ含ンデ居ルト思フノデアリマス、即チ時間ヲ八時間制ニセイ、賃金ノ最低ヲスウェサイト云フヤウナコトハ、常ニ私ハ政治行動ヲ含ンデ居ルト思ヒマスガ、政治行動ニ付テハ御認ニナルノデアリマスカ、如何デスカ
○長岡政府委員 實ハ此事ハ再々繰返シテ御答ヘ申上ゲマシタガ、尙ホ重ネテ申上ゲマスルガ、労働組合ハ労働條件ノ維持改善、其他組合員ノ共同利益ノ保護増進ヲ圖ルコトヲ目的トスルモノデゴザイマシテ、政治行動ヲ目的トルモノデハゴサイマセヌ、若シ労働組合ニシテ政綱ヲ掲ゲ、繼續シテ政治運動ヲ致シ、即チ政黨トシテ行動スル場

治安警察法ノ適用ノ範圍ニナルト考ヘ
マスルガ、労働組合ガ其本來ノ目的ヲ
達スル手段トシテ、一致的、斷片的ニ政
治行動ヲ爲スガ如キ場合ニ於テハ、具
ハ現在法令ニ基ク他ノ諸團體ガ之ヲ爲
シテ居ルト同様ニ、是ハ認容スルノ外
ハナイト考ヘテ居リマス

○鈴木政府委員 勞働者ノ保護ニナルベキ規定ハ、此組合法中ニ相當ニアルト心得テ居リマス、少シモ利益ニナルコトハナイ、寧ロ不利益ナコトバカリダト云フヤウナ意味ノ原サンノ御言葉デアリマシタガ、此政治運動ノコトニ關シテハ、先程長岡長官カラ御答ヘヲ致シタ通リデゴザイマスガ、是ハ一言ニシテ要約致シマスレバ、政治運動ヲ目的トスレバ、ソレハ政社ニナルノデアリマス、併ナガラ勞働條件ノ維持改善ヲ圖ル爲ニ、政治運動ヲ手段トシテスルコトハ一向差支ナイノデアリマス、斯ウ云フコトニ歸著スルト私ハ思フノデアリマス、即チ直接行動デハ困ル、議會政策ト申シマスカ、所謂「パーリヤメントアリズム」デ、勞働條件ノ維持改善ヲ一般的ニヤラウト云フ、ソウ云フヤウナ政治運動ハ一向差支ナイト云フ趣旨デゴザイマス、ソレカラ營利事業ノコトニ付キマシテハ、是モ一寸長岡サンガ昨日デアツタカ申シマシタガ、所謂共同利益ノ保護増進ノ範圍内ニ於テ、色々ナ仕事ヲスルコトハ宜シイガ、純然タル營利事業、ソレニ依テ利益ヲ得テ「ファンド」デモ増サウト云フヤウナ大

仕掛ナ仕事ヲ始メマスト、是ハ考ヘ物
ダト云フコトハ今日マデノ經驗ニ徵シ
テ、斯様ナ營利事業ハ多ク失敗スル、所
謂士族ノ商法ニハ當リマセヌケレド
モ、労働者御自身ノ持前ノ仕事ニハ堪
能デアリマセウケレドモ、其他ノ營利
事業ト云フコトハ、ドウモ損ヲシ易イ、
是ハ獨占業デアレバ別デアリマスガ、水
道ヲ敷クトカ、他ニ競争ノナイ獨占業
デアリマスレバ別デアリマスガ、然ラ
ザレバ労働者ノ營業ト云フモノハ「ファ
ンド」ト云フモノヲ却テ破壊スル實例
ヲ見テ居ルコトガ今日マデノ所デハ多
イノデアリマス、併ナガラ機關新聞ヲ
發行シテ、其會員ニ配ツタ餘リヲ一般ニ
賣出スト云フヤウナコトハ、一向差支
ナイノデアリマス、斯様ニナッテ居リマ
スカラ、其點モ決シテ労働者ヲ窘メタ
ト云フ結果ニハナラヌノデアリマス、
是モ御諒承ヲ願ヒタイノデアリマス、
ソレカラ法人ニ致シマシタ趣旨ハ、昨
日モ一寸申上グマシタガ、所謂權利義
務ノ關係ヲ明白ニシテ、活動ヲ便宜ニ
スルト云フコトガアリマス、是モマア
ーツノ便宜ニハナリマス、或ハ保護ト
云フ言葉ガ言過ギテ居リマスナラバ、
便宜ト云フ言葉デ現ハシテモ宜シイノ
デアリマスガ、其外ニ此組合法ニ於キ
マシテハ、第十四條ニ於テ「組合員タル
ノ故ヲ以テ爲シタル解雇ノ意思表示ハ
之ヲ無効トス」トアリマシテ、是モ勞働
者ノ保護ト云フコトニモ相成ル次第デ

アラウト存ジマス、ソレカラ第十五條ノ所謂免責規定、組合ノ理事ガ爲シタル雇傭關係上ノ損害ニ付テハ免責ニス
ト云フヤウナコトモ利益ノ一ツデアリ、而シテ登錄稅ヲ課セナイト云フ點、之ニ付テハ登錄稅ヲ課セナイダケデハ
イカヌ、營業稅モ所得稅モ課セナイコトニシヤウデハナイカト云フ、此意見モ頗ル傾聽スベキモノトハ思ヒマス
ガ、政府ニ於テハ今度ハ先づ登錄稅ヲ免除スル位ガ適當デヤナイカト云フコトヲ信ジテ斯様ニ立法致シタ譯ニアリマス、尙ホ長岡長官ガ申シタ他ノ
一つノ要件ト致シテ、組合ヲ法律デ公認スルト云フコトハ、是ハ何ニモナラヌ、労働者ニ取テ大變有利ナ地位ヲ與
ヘルモノノデナイ、今日マデハ労働組合ニ這入ルト云フト、動モスルト非常ニ赤化シタヤウニ思ハレタヤウナ時代
モアツタガ、ソレハ間違デアルカモ知レヌ、間違デアルカモ知レヌ、
組合ヲ公認スルト云フコトモ、労働者ウ云フヤウナ時代モアツタノデアリマスルカラ、全體ニ此労働組合法ニ依テ
様ナ事柄ヲ擧グテ本案ノ意思ノ存スル所ヲ御説明致シタ次第デゴザイマス、ノ利益ノ一ツニナルノデハナイカ、斯
タ通リデ左程御心配ニナル程ノコトハナカラウカト存ズルノデゴザイマス、
○原(惣)委員 只今仰セラレマシタ此十四條十五條ノ規定デゴザイマス、大

體是ガ氣ニ入ラナイノデス、第一、十四條ノ規定デ「解雇ノ意思表示ハ之ヲ無效トス」是ハ本會議デ申上ゲタカラ言ヒマセヌガ、結局才前ハモウ解雇シテヤツテカラオ前ハモウ俺ハ取合ハノダト云フトキニ、實際勞働者ハ之ヲ労働者ガ持タナケレバナラヌ、實際不可能ナコトデアル、ソコデ使用者ガ都合ナ事ヲシタトキ、使用者ガ本當ニ条件ニ籍ルコトヲヤラナカッタトキニ使用者ニ對スル罰則規定ト云フモノが一ツモナイ、之ニ對シテ勞働者ノ方ノ罰則規定ヲ設ケテ惡イ事ガアレバドン罰シテ居リマスガ、肝腎使ッテ居ル方ガ不當ナル事ヲヤツテ之ニ反シタトキニハ、之ヲ罰スルノダト云フ使用者ヲ罰スル規定ガ一ツモ置イテアリマセヌガ、其點ハ所謂資本家擁護デアフテ労働者擁護カラ成立^クテ居ル法案デナイト私ハ思ヒマス

ゲマシタヤウニ、使用者側ニ於テ採用
ノトキニ誓約書ヲ取ル、將來決シテ如
ク、之ニ反シタル場合ニハ如何ナル御
處分ヲ受クルモ毛頭異存無之ト云フヤ
ウナ誓約書ヲ取テ居ル所ガアリマス
ガ、サウ云フコトハ之ニ依テ少クトモ
阻止出來ルト考ヘテ居リマス、尙ホ此
使用者ヲ罰スル云々ト云フ御意見デゴ
ザイマスガ、要スルニ勞働組合法デゴ
ザイマシテ、使用者ノ規定デゴザイマセ
ヌカラ、勢ヒ其等ニ關スル規定ガナイト
云フコトヲ申上ゲル外ナイト思ヒマス
○原(惣)委員 勞働組合法ハ所謂使用
者及雇傭者、ソレガ當事者ナノデアリ
マス、當事者ニ關スル所ノ組合法デ
サウシテ勞働者ノ方ダケ罰スレバ宜イ
ノダト云フコトハ、一體勞働者ノ組合
法ト云フモノハドウ云フ意味合デ御設
ケニナツタノデアリマスカ

○長岡政府委員 勞働組合法制定ノ事
ニ付キマシテハ、先程參與官カラ縷々
申上げテゴザイマスカラ、重テ一ツ事
ヲ申上ゲルノモ却テ御迷惑ト存ジテ差
控ヘマスガ、使用者ヲ罰スルト云フヤ
ウナコトハ、マア問題ニナレバ今ノ十
四條ノ場合ニ之ヲ民法上ノ問題ニスル
カ、刑罰法令ノ問題ニスルカト云フコ
トダラウト考ヘマスガ、其外ニ何カ勞
働組合ニ關聯シテ使用者處罰ノ必要ガ
アルト云フヤウナ御意見デモゴザイマ
スノデゴザイマスカ、質問ニ對シテ質

○原(惣)委員 私ノ言フノハ使用者ガ不當ナル條件ヲ附シ、又ハ不當ナル解雇ヲヤッタ場合ニ於テ、若シモ是ガ唯無効ダ——無効ダトアリマスガ、之ガ無効ダト決マツタキニ於テモ、雇傭者ノ方カラ不當ニ解雇スルト云フヤウナトキニ於テハ、之ニ對シテ少クトモ不當ナル解雇ヲシタトキ、若クハ不當ナル條件ヲ與ヘタ場合、之ガ若シモ本當ニ労働者ヲ擁護スルノデアレバ、使用者ノ方ニ於テモ惡イ事ガアレバ同一ニ罰シナケレバナラヌ、其罰則規定ノナインコトハ資本家擁護デアッテ、労働者擁護ニナラヌデヤナイカ、斯ウ云フ意味デアリマス

○長岡政府委員 保護立法ト致シマシテハ、他ニ實ハ色ニ法令モゴザイマスノデ、労働者ヲ虐待致シマシタトカ、待遇上間違ッタコトヲ致シマシタヤウナ場合ニハ、工場法其他ノ規定デ工場主使用人等ヲ罰スル途モアルノデゴザイマスガ、只今ノ御説明ヲ承リマシテモ、要スルニ労働者組合法ニ關聯シテ、刑罰法令ヲ使用者側ニ入レナケレバナラヌト云フコトハ、第十四條ノ問題ニ歸著スルヤウニ伺ヒマシタ、伺ヒ違ニアリマシタラ失禮デゴザイマスガ——サウシマスト是ハ要スルニ私法上ノ問題ニ止メタ方ガ宜イカ、或ハ十四條違反ノ刑罰法令ヲ以テ臨ムガ宜イカト云フ

御議論ニ歸著スルカト考ヘマスノデ、
此點ニ付キマシテ御質問ノ御模様カラ
想像致シマスルト、恐ラクハ原君ハ十
四條ヲ刑罰法令ニシタ方ガ適當デアラ
ウ、斯ウ云フ御意見ノヤウニ拜聽致シ
マシタガ、ソレハ色ニ意見ノ立方モゴ
ザイマセウ、併シ政府ハ十四條ノ違反
ニ對シテハ、先づ私法上ノ問題ニ残シ
タ方ガ此際適當デアラウ、斯ウ云フ考
ヲ以チマシテ之ヲ刑罰法令ニ致サナカッ
タ次第デアリマス

○原(惣)委員 モウ其以上水掛論ニナ
リマスガラ申シマセヌガ、兎ニ角何レニ
シテモ資本家ノ爲ニ都合ガ宜クテ、労働
者窘メノモノデアルト思フ、其次ニ第
十條ノ第一ニ「基金ノ設置、管理及處分
ニ關スルコト」斯ウ云フコトハ總テ不法
デアル、此労働者ノ組合ニ、實際言フト、
此労働組合法ノ唯一ノ目的ハ、此中協
約權ト、モウ一ツハ同盟罷工ガ出來ル、
所謂十五條ノ免責規定デアリマスガ、
之ニ關聯シテ同盟罷業ガ出來ルト云フ
コトガ所謂労働組合法ノ目的、労働者保
護ノ所以ナノデアリマス、所ガ労働組
合ガ愈是カラ同盟罷業ヲ三十日間續
ケナケレバナラヌト云フコトニナリマ
スト、實際上其労働者ハ労働組合ノ財
産ト云フモノハ極ク祕密ニシテ置イテ、
機密ヲ資本家ニ握ラレヌヤウニシテ、
ドンヽ運動ヲ續ケナケレバナラヌ、
ソレニ之ヲ第十條ニ出シテ、常ニサウ
云フ事ハ總會ノ決議ヲ經ナケレバナラ

ス、サウシテ財產狀態等ヲ行政官廳ニ
一々報告シナケレバナラヌト云フコト

ニシテアル、労働者ノ免責規定ヲ一寸
置イテ、サウシテ誤魔化シテ手モ足モ
出ヌヤウニスル、殊ニアレノ財產ハ是

ダケシカナイカラ、ソレヲ差押カ假處
分ヲヤツテシマヘト云フノデ、差押假
處分ヲ資本家ハドンヽ出来ル、労働
者ハ動キガ取レナイコトニナル、是ハ
所謂労働者本位ノ立法デナイ、甚ダ當
ヲ得テ居ナイモノト思フ、何處ニ之ガ

労働者ノ擁護ガアルカ、政府殊ニ鈴木
參與官ハ、労働者ヲ基調ニスルト云フロ
廣イコトヲ仰セニナリマシタガ、何處
ニサウ云フ労働者ノ利益ノ點ガアルカ
ト云フコトヲ疑フ、此條文ヲ通ジテド
ノ點カラ見テモ皆資本家擁護デアル、
皆労働者ノ不利益ナ事ハカリデアル、
此事ニ付テドウ云フ御考ガアルカト云

トシテ原サンハドウモ労
働者保護ノ規定ハ無イト仰ヤイマシタ
ガ、私ハアルト存ジマシテ、先程陳述致
シタノデアリマスガ尙ホ此使用者ヲモ
シタヤウニ、是ハ労働組合法デアリマ
スカラ、自然サウナルノデアリマス、唯
マスレバ、是ハ先程長岡長官ガ申シマ
ウ少シ何トカセヨト云フ御意見デアリ
マスレバ、是ハ外國ノ立法例ニモアリマ
スヤウニ、勞働法典ト云フヤウナ大
法典ヲ拵ヘテ、第一章労働組合、第二

章労働爭議法、第三章工場ニ關スル
規定トカ云フ風ナ大法律ヲ作リマス
ト云フト、ソレガ一ツノ法律ニ經ッテ
シマフノデアリマス、日本ニ於キマシ
テハ、必要ニ應ジテ今日労働立法ヲ致
シテ居ルノデアリマシテ、此法案ガ幸

モノハ労働協約法ノ規定デアラウト云
モニハ勞働協約法ノ規定デアラウト存
居リマス

フ意味ノコトデハ無イノデアリマス、
而シテ之ガ報告ヲ取り、第十六條ニ於
キマシテ政府ハマダ報告ヲ爲サシムル
コトガ出來ルト云フダケノ規定デゴザ
イマス

「安藤委員長代理委員長席ヲ退
キ森田委員長復席」

必ズ自發的ニ報告シナケレバナラヌト
云フ趣旨デモゴザイマセヌケレドモ、
ソレモイケナインダト云フコトデアレ
バ、ソレハ御意見トシテ承ッテ置ク次第

デアリマス、而シテ原サンハドウモ労
働者保護ノ規定ハ無イト仰ヤイマシタ
ガ、私ハアルト存ジマシテ、先程陳述致
シタノデアリマスガ尙ホ此使用者ヲモ
シタヤウニ、是ハ労働組合法デアリマ
スカラ、自然サウナルノデアリマス、唯
マスレバ、是ハ外國ノ立法例ニモアリマ
スヤウニ、勞働法典ト云フヤウナ大
法典ヲ拵ヘテ、第一章労働組合、第二

章労働爭議法、第三章工場ニ關スル
規定トカ云フ風ナ大法律ヲ作リマス
ト云フト、ソレガ一ツノ法律ニ經ッテ
シマフノデアリマス、日本ニ於キマシ
テハ、必要ニ應ジテ今日労働立法ヲ致
シテ居ルノデアリマシテ、此法案ガ幸

モノハ労働協約法ノ規定デアラウト云
モニハ労働協約法ノ規定デアラウト存
居リマス

ジマス、而シテ斯ノ如クシテ發達シタ
後ニ、更ニ之ヲ纏メテ一ツノ厖大ナル
労働法典ヲ作ル時代ガアルカトモ存ジ
マス、今日ハマダ其程度ニ至テ居ナイ
ト存ズルノデアリマス、而シテ第十五
條ノ但書ノ後段ニ於ケル雇傭關係上ノ
損害ト云フコトニ付キマシテハ、是ハ
極メテ嚴密ニ解釋ヲ致シタイト思ヒマ
スカラ、此ニ書イタモノガアリマスカ
ラ、長官カラ申上グル方ガ便宜デアラ
ウト思ヒマス

○長岡政府委員 原君ノ後段ノ御質問
ノ雇傭者ニ生ゼシヌタル雇傭關係上ノ
損害ト云フコトノ解釋ノ御尋ニアリマ
スガ、労働組合ノ役員ガ、其組合員ヲシ
テ同盟罷業ヲ爲サシムル時ハ、組合員
ハ其雇傭者ニ對シテ雇傭契約ニ基ク債
務ヲ履行スルコトガ出來マセヌ、此場
合ニ於キマシテ、雇傭者ハ作業中止ノ
爲メ、直接色々ノ損害ヲ受ケマスノミ
ナラズ、間接ニモ種々ナル損害ヲ蒙ル
ノデアリマス、例ヘバ注文ニ遅レタト
カ、得意ヲ失フタカ、營業上ノ損害モ
アリマス、雇傭關係ノ損害ト申シマス
ノハ、此種ノ直接及間接ノ損害、即チ雇
儲關係ニ關聯シテ生ズル損害ヲ申シマス
デゴザイマス、此免責規定ヲ置イタ次
第ニアリマス、從ヒマシテ蛇足デハゴ
ザイマスルガ、或ハ其場合ニ機械ヲ壞
シタトカ、人ヲ殺傷シタト云フコトノ
免責ハ之ニ含ンデ居ラヌヤウニ存ジテ

○原(惣)委員 ソレデシタラ間違マシタ、ソレナラバ勞働者ニ非常ニ結構ナ事デス、最後ニ鐵道大臣ニ御問ヒシタノデアリマス、ソレヲモ含ムト云フ意味ニ私御答申上ゲタノデアリマス、ソレナラバ勞働者ニ非常ニ結構ナ事デス、最後ニ鐵道大臣ニ御問ヒシタノデアリマスガ、先程降旗サンガ御在デ、アリマシタガ、今ハ御在デニナリマセヌガ、歐米デハ勞働委員會ヲ認メテ居リマスガ、日本ハ一ツダケアルノミデス、即チ鐵道ノ現業員委員會ガアリマシテ、大正九年五月一日ノ達四十八號ニ於テ、委員會ト云フモノヲ認メテ居リマス、此委員會ト云フモノガドウ云フ性質ノモノカト見マスト、全國ノ鐵道從業員ノ噴マシイ、シルサイ連中ヲ集メテ來テ、之ニ委員會ヲ造ラセテ、サウシテ文句ヲ言ハセナイヤウニスルト云ノンデアル、是レ以上日本ニ將來所謂勞働ノ斯ウ云フ委員會ヲ御認メニナル御意思デアルカ否ヤ、之ヲ若シ認メナイトスルト、此委員會ト云フモノヲ撤回スルコトニナルノデアルカ、ドウスルノデアルカ、撤回シナイトシテ見マスト、此委員會ガスル場合ニ於テ、勞働者ハ勞働組合ノ方へ這入ッテシマヒマスカラ、此政府ノ達タ委員會等ニハ這入ラナイヤウナニナルトキニハドウスルカ、サウシテ組合法ト勞働組合ト云フモノト、此現業委員會トノ關係ハドウスル、是ハ勞働者ニ取テ重大ナル關係ヲ持ツテ居リマスカラ、

○長岡政府委員　實ハ其事モ過日御答申上ゲマシタガ、此委員會ハ日本デハ
餘程沿革ノ古イモノデアリマシテ、明治三十四五年頃造リマシタノガ始メデ、
鐘紡ノ京都工場、其他全國ニボツツツ、
出來テ來テ居リマス、詰リ御話ノ鐵道ノ現業委員會ト云フモノモ、慥カ數年前ニ出來マシタ、併シ官業ニ致シマシテモ、此外ニ八幡製鐵所、或ハ吳ノ海軍工廠ト云フヤウナ所ニモ出來テ居リマス、是ハ――原君ハ獨逸ノ事情ニ非常ニ御詳シイノデ御承知デゴザイマセウガ、日本ノ委員會ト云フモノハ、獨逸ノ「ベトリー・ヴィス・レーテ」ニ在リマスヤウナモノ、英國ノ「ホイットレー」ニ在リマス、ヤウナ委員會デハアリマセヌ、全ク亞米利加式ノ唯工場内ニ於キマスル意志疏通機關、労働者カラ選出ナレマシタ者ガ資本家側ノ監督者ト、時々集ミテ色々ナ問題ヲ協議スルト云フヤウナコトニ進ンデ居ルノデハアリマセヌ、隨テ是等意思ノ疏通機關ト致シマシテ、現業委員會が出來マスコトハ望マシイコトデ、政府ハ決シテ是ハ阻止致シマセヌ、併シ嘗テ財團法人協調會カラ、此現業委員會制度ヲ法律ヲ以テ強制シテ

總テノ工場ニ造ラシメ、或ル人數ヲ使テ居ル工場、礪山ノ現業委員會ヲ造ラセヨ、斯ウ云フ建議ガ出タコトガコザイマス、ソレデ私モ實ハ此間モ申上ゲマシタガ、隨分現業委員制度ノ大多數ハ實地見テ歩キマシタ、併シ此成績ト云フモノハ、多ク雇傭者側ト勞働者側トガ現業委員會ヲ利用シテ、平素意思ノ疏通ヲ圖ラウ、斯ウ云フ兩方ニ誠意ノアツタ時分ニ、始メテ此妙味ヲ現シ效果ヲ擧ゲルノデアリマシテ、兩方共現業委員會ナンカハ造ラスト云フヤウナトキニ、無理ニ強制シテ造リマシタ場合ニハ、是ハドウモ效果ガ擧ラナイヤウニ私共ハ見テ居リマス、隨ヒマシテ一部ノ貴族院ノ方ニハ曾テ非公式ニ是ハ法律ヲ作ッテハドウカト云フ御注意ヲ受ケマシタケレドモ、只今ノ所現業委員會ナルモノ、所謂工場委員制度ヲ無理ニ造ラセル、法律ヲ以テ強制スルト云フ意思ハ持ツテ居リマセヌ、併シナガラ是ガ任意ニ出來ルコトハ歡迎スペキコト、考ヘテ居リマス、隨テ勞働組合ト現業委員會トハ、兩者相並ンデ行ハレテ差支ナイノデアリマシテ、將來ノ豫想ヲ申上ゲルコトニ相成リマスカ知レマセヌガ、現業委員會ガアリマスル所デハ、勞働組合ガ背景ニナリマシテ、丁度政黨カラ公認サレテ、代議士ノ方ガ選舉場裡ニ出ラレテ、衆議院ニ席ヲ御持チニナル如ク、勞働組合デ現業委員會ノ代議士タルベキ者ヲ選ブ、所謂勞働組

合ガ選舉母體ニナルカモ知レマセヌ、併シ是ハ將來ノ見込デアリマシテ、ドウナルカ分リマセヌガ、要スルニ制度ノ性質トシテ現在アルヤウナ工場委員會ト労働組合トハ兩者並ビ行ハレテ差支ナイ、現業委員會労働組合ニ向ツテハ、法律ヲ以テ強制スル意思ハ持ツテ居ラヌト云フコトヲ御承知ラ願ヒタイト思ヒマス

○森田委員長 本日ハ是デ散會致シマス、明日ハ午前十時ヨリ開會致シマス
午後四時五十二分散會

大正十五年三月一日印刷

大正十五年三月三日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社